

総務生活常任委員会

日時：令和8年3月11日（水）
予算・決算特別委員会
総務生活分科会終了後
場所：第1委員会室

1 付託議案の審査

- 議案第11号 令和8年度島田市土地取得事業特別会計予算
- 議案第20号 島田市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 第3次島田市総合計画の策定について
- 議案第30号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

2 所管課からの報告

[市長戦略部]

- 戦略推進課
 - ・旧金谷中学校跡地土地活用可能性調査の結果について（資料あり）
 - ・島田市人口ビジョン（令和7年度改訂版）について（資料あり）
- DX推進課
 - ・第2次島田市DX推進計画の策定について（資料あり）

[危機管理部]

- 危機管理課
 - ・静岡市火災予防条例の改正について（資料あり）

[地域生活部]

- 生活安心課
 - ・第2次島田市消費者教育推進計画の策定について（資料あり）
- 環境課
 - ・島田市一般廃棄物処理基本計画の策定について（資料あり）

[行政経営部]

○人事課

- ・第3次島田市定員管理計画の策定について（資料あり）

3 その他

付託議案審査項目(総務生活常任委員会)

令和 8 年 3 月 11 日

◎令和8年2月25日上程議案

議案名及び内容	議案頁	当初予算書頁/ 予算に関する説明書頁	当初予算概要書頁	説明書・参考頁
議案第11号 令和8年度島田市土地取得事業特別会計予算		20・21頁 209～213頁	228・229頁	
議案第20号 島田市行政手続条例の一部を改正する条例について	14・15頁			6～9頁
議案第28号 第3次島田市総合計画の策定について	35～48頁			別冊参考

◎令和8年3月6日上程議案

議案名及び内容	議案頁	当初予算書頁/ 予算に関する説明書頁	当初予算概要書頁	説明書・参考頁
議案第30号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	6頁			14・15頁

旧金谷中学校跡地土地活用可能性調査の結果について（報告）

1 目的・趣旨

旧金谷中学校跡地の活用については、令和7年8月にトレーラーハウス事業が中止になったことを踏まえ、新たな活用の方向性を見出すため、県内外の事業者に聞き取りを行う土地活用可能性調査を実施しました。

調査では、改めて現時点での土地の強みや弱みなどを確認するとともに、「広域的な交流人口の拡大と賑わいの創出」を目標に掲げた旧金谷中学校跡地活用にむけた基本計画（以下、「基本計画」という）に沿った事業、及び基本計画に沿わない事業の両面からの活用可能性について調査しました。

2 調査概要

期 間：令和7年11月～令和8年2月

方 法：委託先（静岡銀行）による民間事業者への聞き取り

対 象：事業者数26者

(1) 所在 県内16者、県外10者

(2) 業種 建設業6者、製造業3者、物流・運送業4者、小売業2者、
不動産業6者、放送業1者、宿泊業4者

主な内容：・計画地の特徴（強み・弱み）について

・基本計画に沿った事業の実現可能性及び事業形態について

・現下の経済情勢及び市場動向を踏まえ、基本計画に沿わない事業の実現可能性及び事業形態について

3 調査結果

(1) 土地の強み

- ・眺望や景観の良さ
- ・空港や高速道路のICからの距離が近い
- ・10,000㎡を超えるまとまった面積がある

(2) 土地の弱み

- ・基本計画を前提とした場合、公共交通機関によるアクセスが弱い
- ・周辺に集客施設が少なく、人流も少ない
- ・観光施設としては、土地が広すぎる

(3) 基本計画に沿った事業の検討

- ・周辺地域の整備が進むことなど一定の条件下であれば、「検討は可能」が6者
- ・物価高騰や周辺立地等を背景に「難しい」が6者
- ・「言及不可、言及無し」が14者

(4) 基本計画に沿わない事業の検討

- ・ 26 者から 45 件の意見があった
- ・ そのうち、「工場」、「物流施設・物流倉庫」といった活用意見が 24 件
- ・ 「ゴルフの練習場」や「再生エネルギー事業用地」など、その他の意見が 17 件
- ・ 「言及無し」が 4 件

(5) 事業形態（借地・売却など）

- ・ 26 者から 30 件の意見の意見があった。
- ・ 「売却」及び「一部売却」の意見が 20 件
- ・ 「借地」などの意見が 5 件
- ・ 「言及無し」が 5 件

(6) 事業への参加意向

- ・ 現状の基本計画に沿った事業者募集では、参加事業者は無し
- ・ 「基本計画や事業形態などを変更するのであれば、事業への参加は検討する」との回答が、26 者中 11 者
- ・ 「参加しない」との回答が 15 者

4 調査結果を踏まえた今後の対応

- ・ 基本計画に沿った事業については、極めて困難な状況にあると認識
- ・ 今後は、基本計画、補助金等の枠に留まらず、あらゆる選択肢を否定せず、実現可能性の高い手法を検討
- ・ また、各種計画や補助金の取扱い等について、国や県との協議を進める

島田市人口ビジョン（令和7年度改訂版）について（報告）

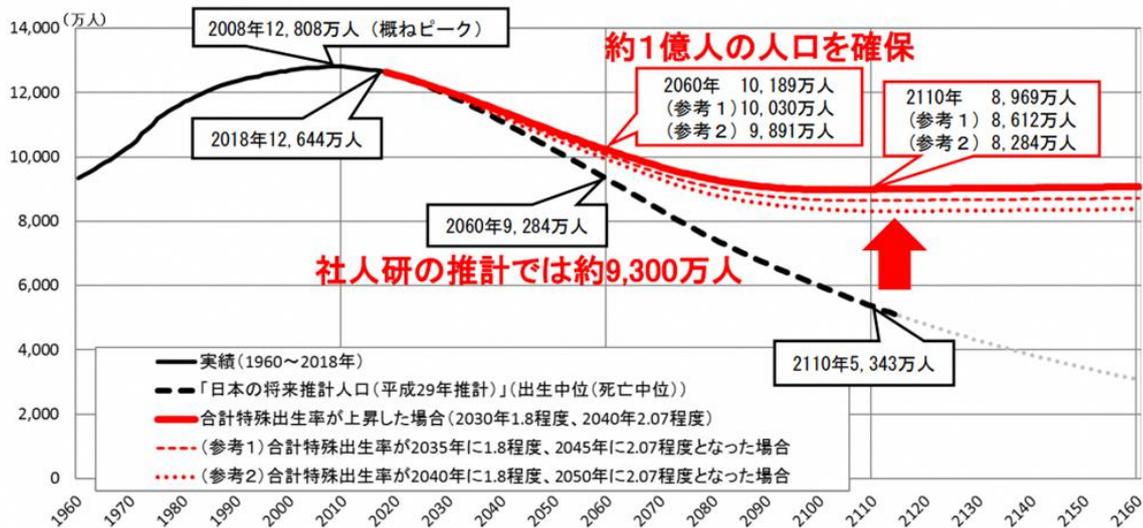
1 島田市人口ビジョンとは

島田市人口ビジョン（旧：島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）は国が示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」を勘案しつつ、本市における人口の現状を分析し、現在及び将来にわたる人口について、認識の共有を図るとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するものです。第3次島田市総合計画（計画期間：令和8年度～令和15年度）における目標人口の前提としています。

2 国の長期ビジョン（令和元年改訂版）・県の長期ビジョンの概要

- ・ 社人研の推計によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少
- ・ 仮に合計特殊出生率が上昇すると、2060年の総人口は約1億人を確保
長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計
- ・ 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計（参考1）

■我が国の人口の推移と長期的な見通し



出典：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）（まち・ひと・しごと創生本部）

県は、令和2年3月に総合戦略の策定及び長期人口ビジョンの改訂を行いました。令和5年度に総合計画へ統合し、「静岡県の新ビジョン後期アクションプラン」において、人口減少対策を進めていました。令和8年2月に新たな計画である「静岡県総合計画～しずおかウェルビーイングプラン～」を策定しましたが、人口目標の記載はありません。

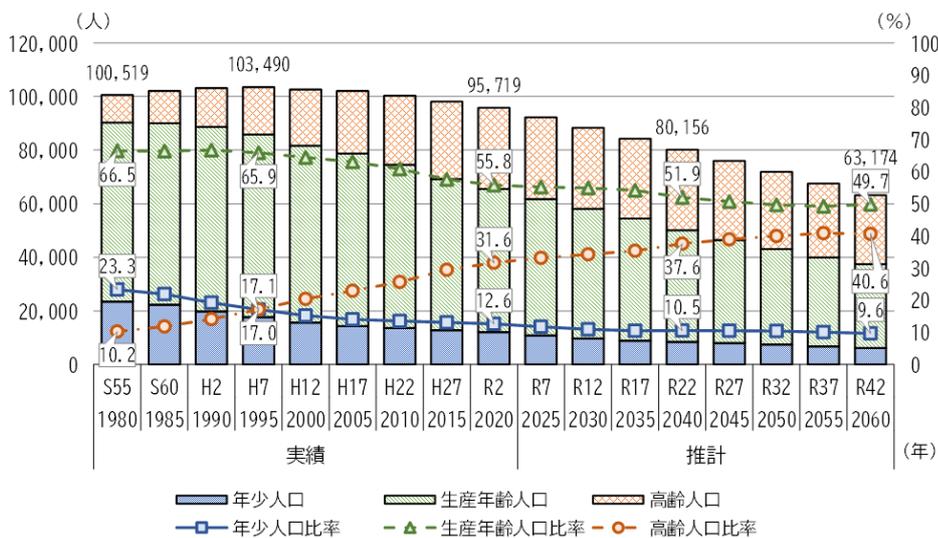
3 島田市の人口推移と特徴

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

国勢調査による本市の人口は、昭和55（1980）年から10万人程度で推移していますが、平成7（1995）年の10万3,490人をピークに減少に転じています。全国の総人口のピークの平成20（2008）年、静岡県内の総人口のピークの平成19（2007）年よりも10年ほど早く人口減少に転じています。このまま進むと、令和42（2060）年の人口は6万3千人程度、高齢人口比率は40.6%と推計されます。（社人研推計準拠※）

※社人研「令和5（2023）年推計」を基にした推計。社人研による令和32（2050）年までの生残率、純移動率、子ども女性比及び0-4歳性比の各仮定値を、令和42（2060）年まで拡張し、推計している。

■島田市 総人口と年齢3区分別人口比率の推移と推計（社人研推計準拠）

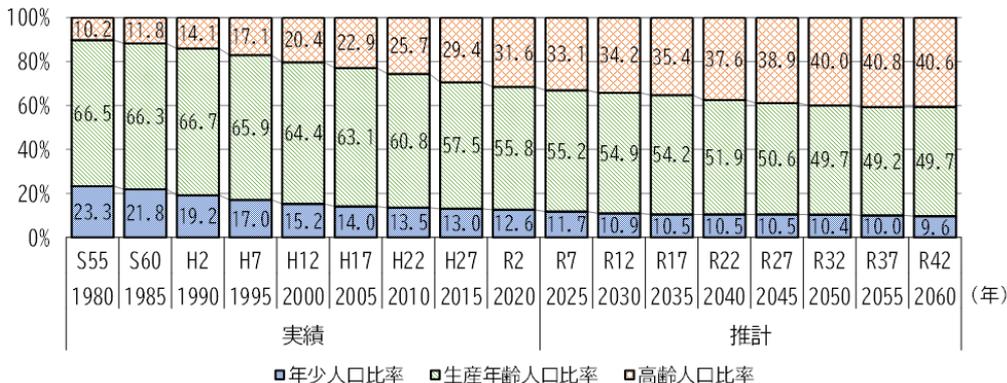


出典：国勢調査（総務省）、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

(2) 人口構成の変遷

本市の年齢構成比は、総人口減少の継続により、高齢人口比率の上昇、年少人口比率及び生産年齢人口比率の低下が継続すると推計されています。

■島田市 年齢3区分別人口比率の推移と推計（社人研推計準拠）



出典：国勢調査（総務省）、社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

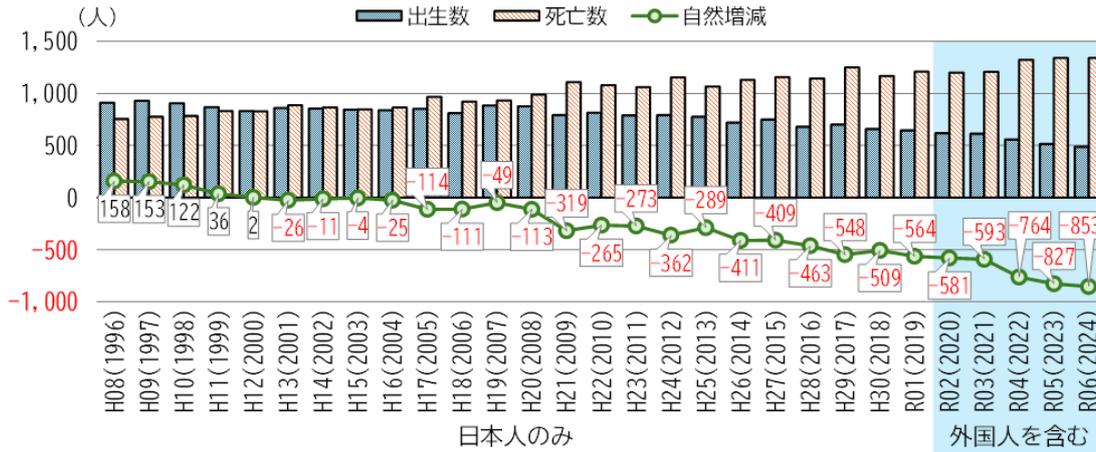
(3) 自然動態・社会動態の推移

平成8（1996）年以降の人口動態の推移をみると、自然動態は、出生数は年間800人～900人程度から徐々に減少し、直近5年では500人～600人程度で推移している一方、死亡数は1,200人～1,300人程度に増加しており、自然減の拡大が続いています。

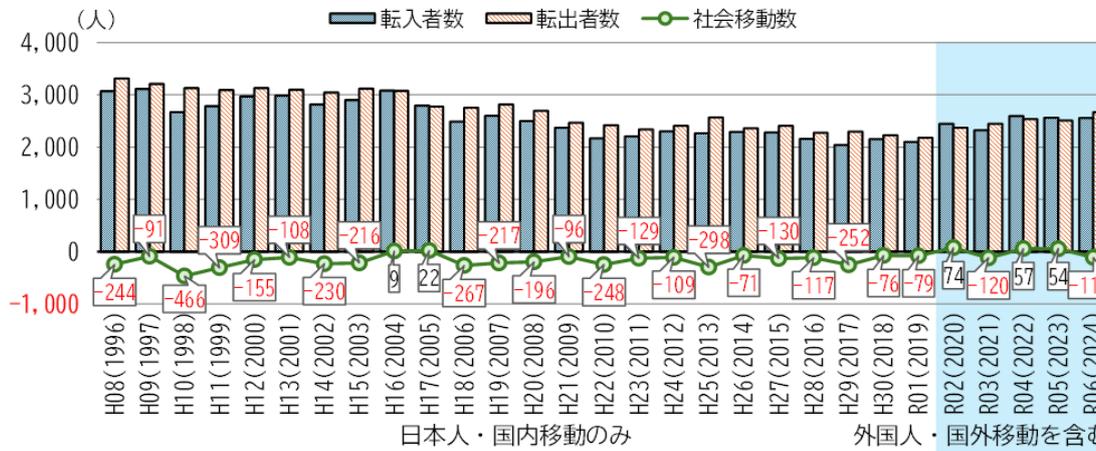
直近5年の社会動態では、転入者数は年間2,300人～2,600人程度、転出者数は年間2,400～2,700人程度で推移しており、社会移動数は均衡に近づいてきています。

■島田市 自然動態・社会動態の推移

【自然動態】



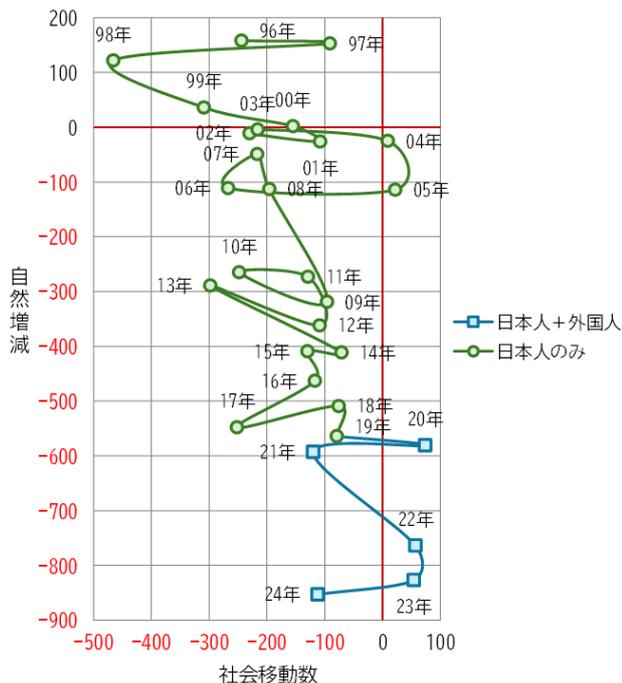
【社会動態】



出典：出生数・死亡数 …… 人口動態調査 人口動態統計（厚生労働省）

転入者数・転出者数 …… 住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）（総務省）

■島田市 自然増減・社会移動数の推移（散布図）



出典：出生数・死亡数 …… 人口動態調査 人口動態統計（厚生労働省）
 転入者数・転出者数 … 住民基本台帳人口移動報告 年報（実数）（総務省）

（４）母の年齢階層別出生数と子ども女性比の推移に関する状況

本市における母の年齢階層別出生率については、平成27（2015）年以降全ての年齢階層で減少傾向にあり、特に25～29歳では1％を割り込むようになりました。

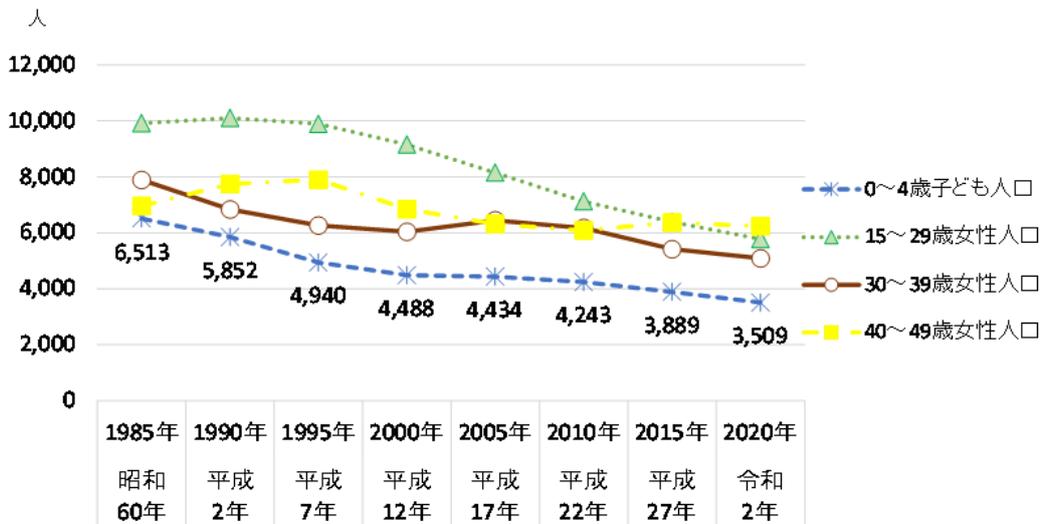
本市の0～4歳子ども人口は、昭和60（1985）年の6,513人から令和2（2020）年の3,509人と減少しており、同様に15～49歳の女性人口も減少しています。0～4歳子ども人口と15～49歳女性人口の比である「子ども女性比（CWR）」は、昭和60（1985）年から平成7（1995）年まで減少傾向であり、その後は令和2（2020）年まで横ばいで推移しています。

■島田市 母の年齢階層別出生率の推移



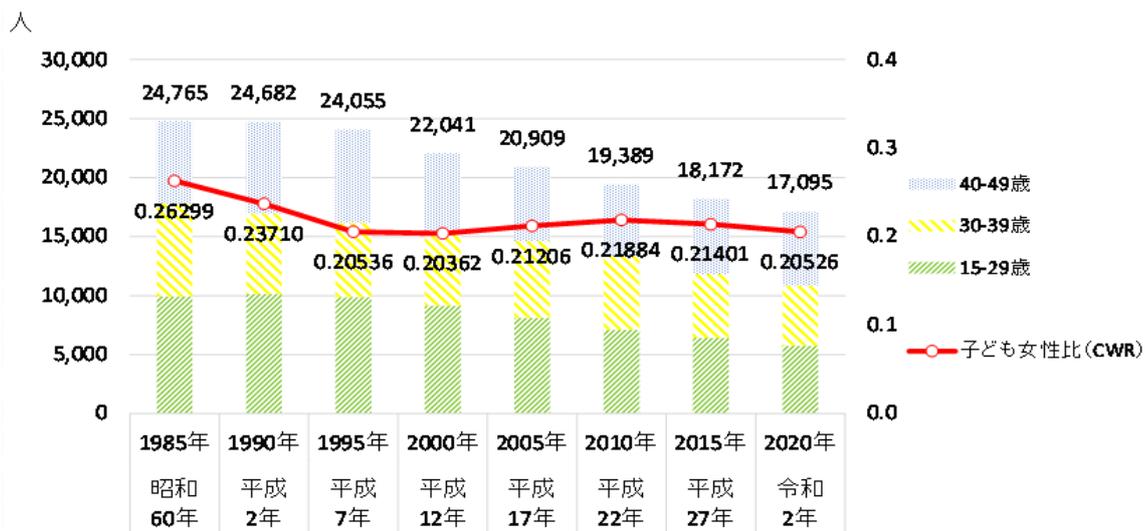
出典：人口動態調査 人口動態統計（厚生労働省）

■島田市 0～4歳子ども人口・15～49歳女性人口の推移



出典：国勢調査 人口等基本集計（総務省）

■島田市 子ども人口・女性人口・子ども女性比の推移

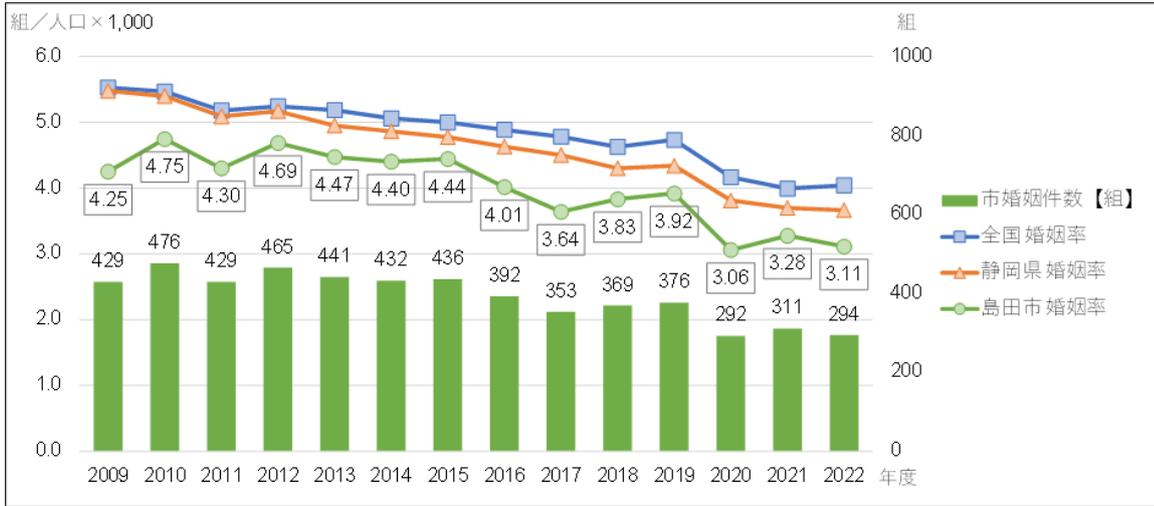


出典：国勢調査 人口等基本集計（総務省）

(5) 婚姻率の推移

本市の婚姻率は全国、県より低く推移しています。

■婚姻率の年次推移

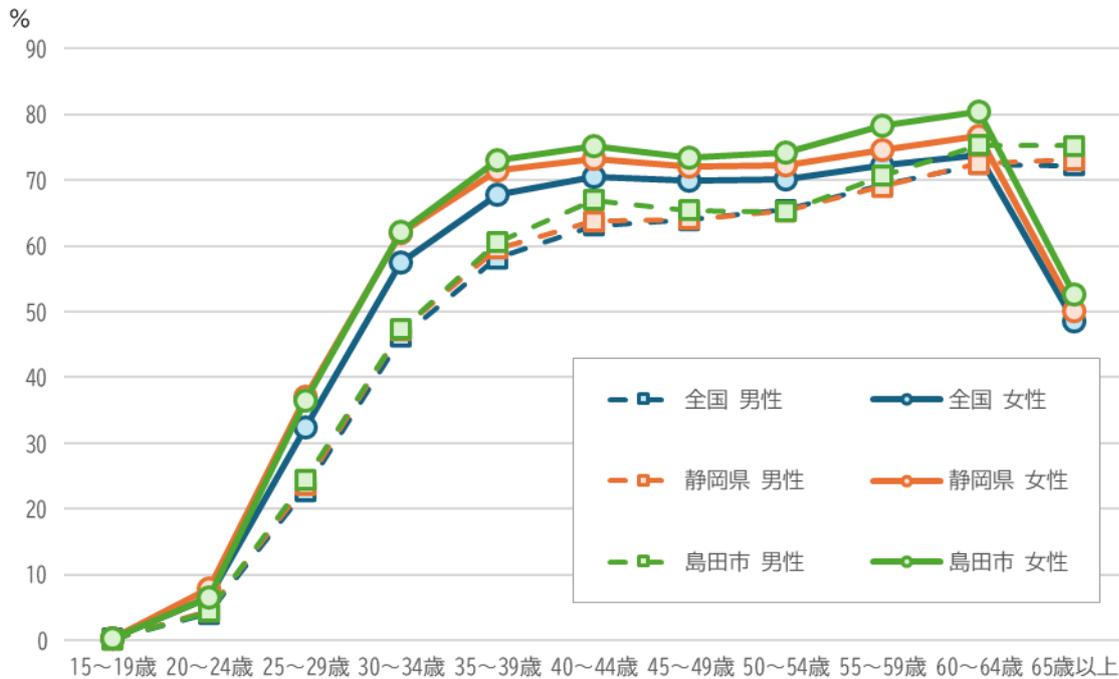


出典：都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）（総務省）、静岡県人口推計（静岡県）

(6) 有配偶率の状況

令和2（2020）年の有配偶率は、25歳以上の女性をみると、全国を上回っています。また、30歳以上の女性をみると、静岡県を上回っています。

■性別・年齢層別有配偶率（令和2（2020）年）

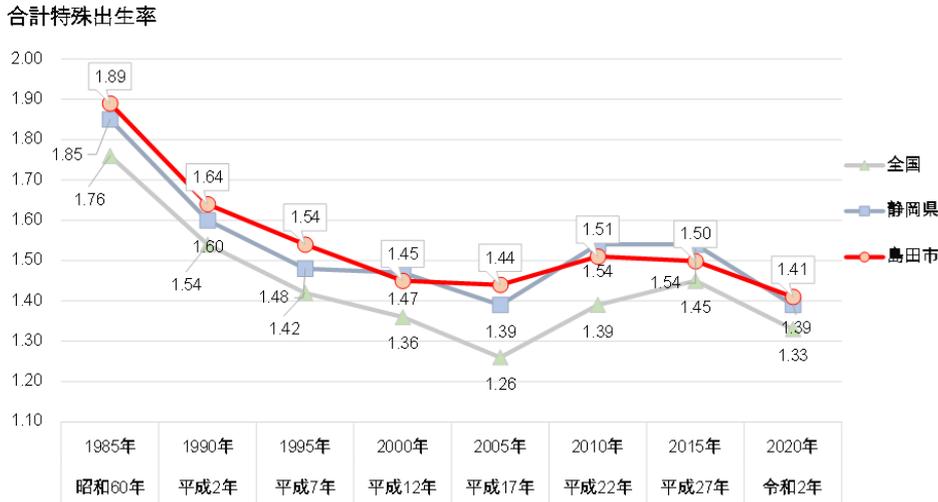


出典：令和2年国勢調査（総務省）

(7) 合計特殊出生率の状況

昭和 60（1985）年以降の合計特殊出生率の推移をみると、全国・県より概ね高い水準で推移してきましたが、平成 17（2005）年まで減少し続けました。平成 22（2010）年には 1.51 まで回復しましたが、直近の令和 2（2020）年には 1.41 と昭和 60（1985）年以降で最も低い値となりました。

■島田市 合計特殊出生率の推移

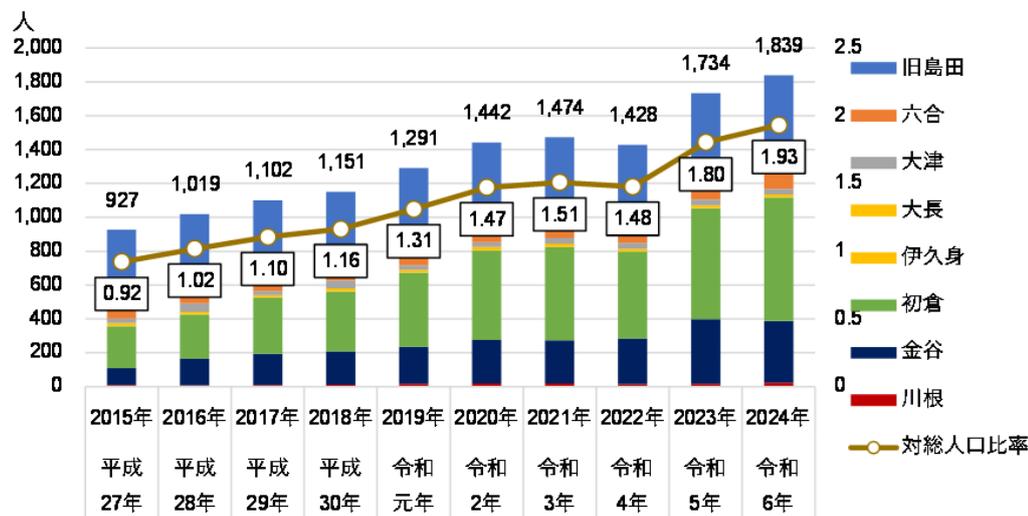


出典：人口動態特殊報告 各年人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）、人口動態調査 人口動態統計（厚生労働省）

(8) 外国籍人口の推移

住民基本台帳による令和 6（2024）年の外国籍人口は、1,839人（総人口の1.93%）となっています。居住地域は、初倉地区（39.7%）が最も多く、旧島田地区（23.3%）が続いています。推移をみると、令和 4（2022）年はコロナ禍もあり一時的に減少しましたが、概ね増加傾向が継続しています。

■島田市 地区別外国籍人口の推移



出典：住民基本台帳（各年3月末時点）（島田市）

4 島田市の将来展望と令和42（2060）年の目標人口

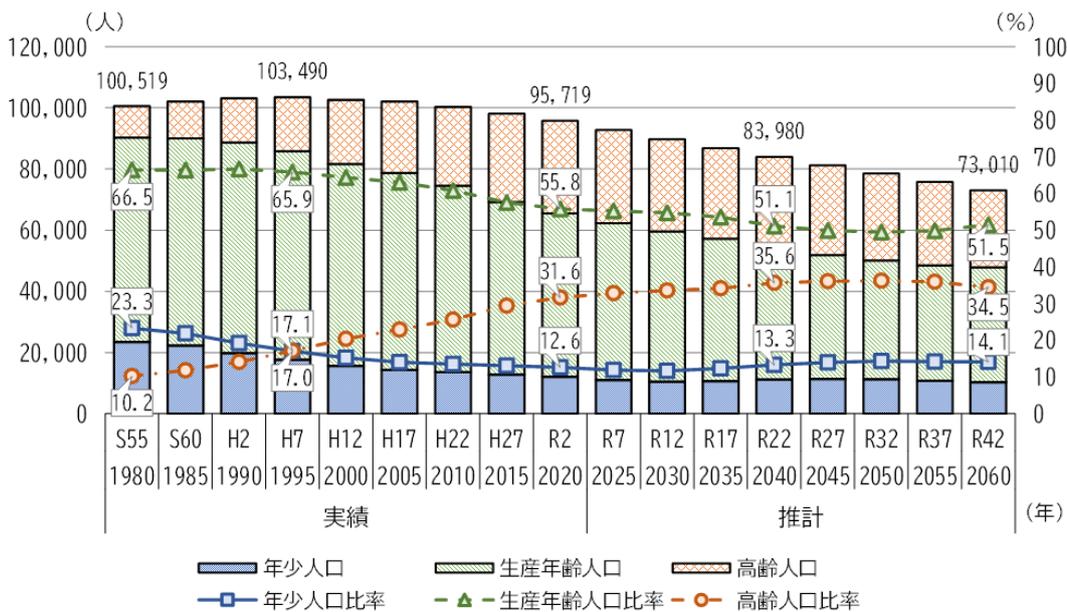
今後目指すべきは、人口減少・少子超高齢社会においても、将来にわたって、「持続可能な暮らしやすいまちづくり」の実現を図ることであり、そのためには、人口減少・少子超高齢社会に適応しなければなりません。

国の地方創生に関する総合戦略、県の静岡県総合計画、本市の第3次島田市総合計画及び島田市デジタル田園都市構想総合戦略など様々な施策の効果が十分に発現し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望が実現すれば、出生率は令和22（2040）年に「2.07」へ上昇すると想定しています。

また、積極的な移住・定住促進や子育て支援施策の推進等により、社会移動は、令和7（2025）年以降、継続して均衡する想定としています。これにより緩やかな人口減少と年齢構成のバランス維持により、令和42（2060）年には人口73,000人程度、高齢人口比率34.5%になると想定されます。

この推計を踏まえるとともに、更なる合計特殊出生率の上昇、転入超過、長寿による人口増加を目指し、令和42（2060）年の目標人口を「8万人」を継続します。

■島田市総人口・年齢区分別人口の推移（将来展望）



5 地区別将来人口推計※

島田市全体人口推計でも用いているコーホート要因法を用いて、各地区別に推計を行いました。

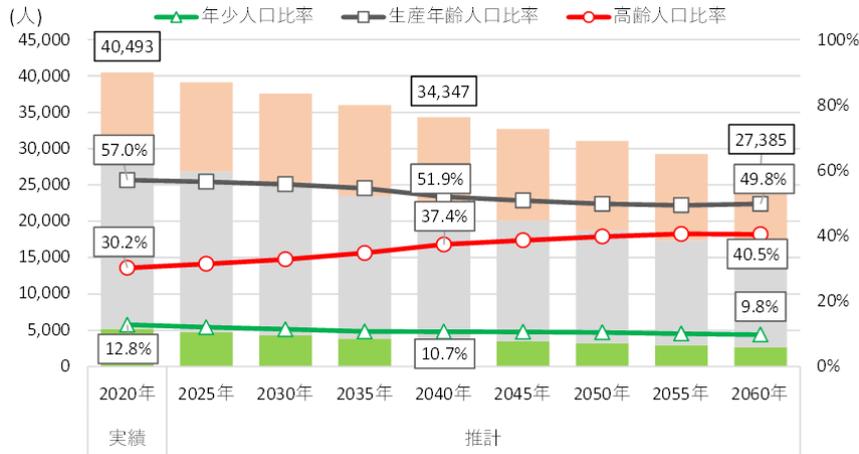
各地区の人口母体数自体が少ないため、長期間の推計にあたっては、推計誤差が拡大する可能性があります。

- ・基準人口：国勢調査（令和2（2020）年10月1日現在）
- ・子ども・女性比（CWR）：社人研仮定値
- ・性別・年齢5歳階層別生残率：社人研仮定値
- ・性別・年齢5歳階層別純移動率：社人研仮定値
- ・期間：令和2（2020）年から令和42（2060）年

※地区別将来人口推計は、社人研推計準拠による将来人口推計であるため、上記4「島田市の将来展望と令和42（2060）年の目標人口」に記載した数値とは異なります。

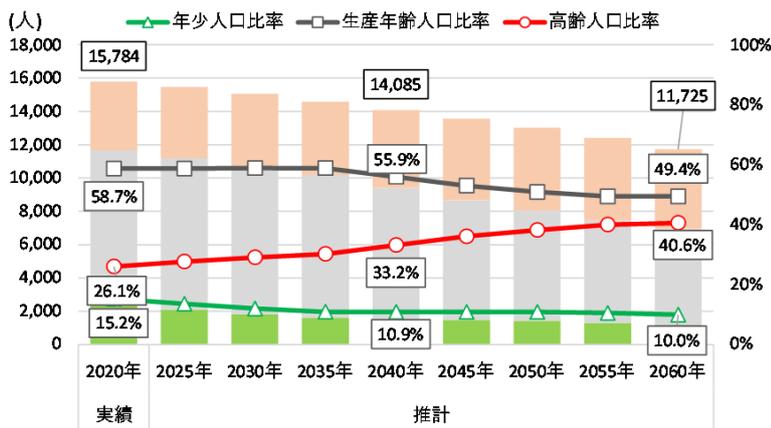
【旧市内・大津地区】

- ・ 継続的な人口減少が見込まれており、令和 33（2055）年には 30,000 人を割り込むと推計
- ・ 令和 42（2060）年には、約 27,385 人と推計（令和 2（2020）年比 32.4%減）



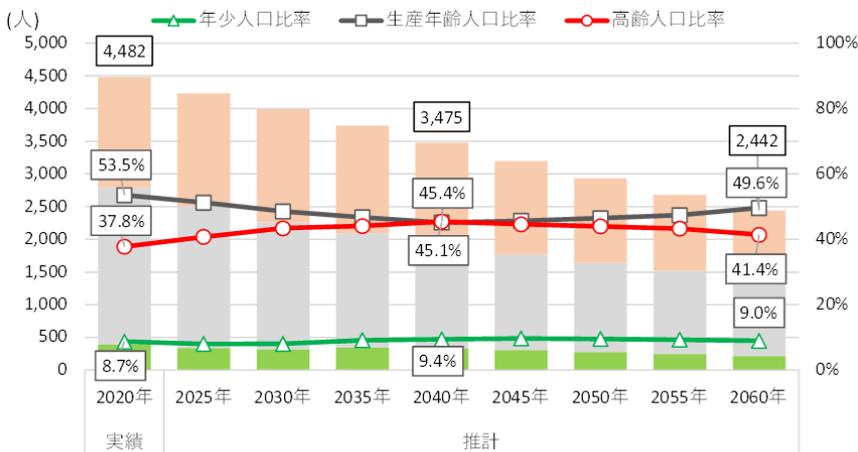
【六合地区】

- ・ 継続的な人口減少が見込まれる
- ・ 令和 42（2060）年には、約 11,725 人と推計（令和 2（2020）年比 25.7%減）
- ・ 同年の高齢比率は 40.6%で、令和 2（2020）年と比較して 14.5 ポイントの上昇



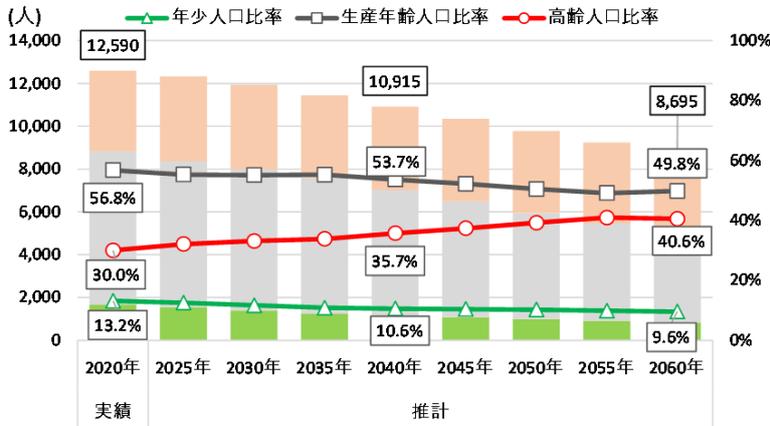
【伊久身・大長地区】

- ・ 継続的な人口減少が見込まれ、令和 27（2050）年には 3,000 人を割り込むと推計
- ・ 令和 42（2060）年には、約 2,442 人と推計（令和 2（2020）年比 45.5%減）



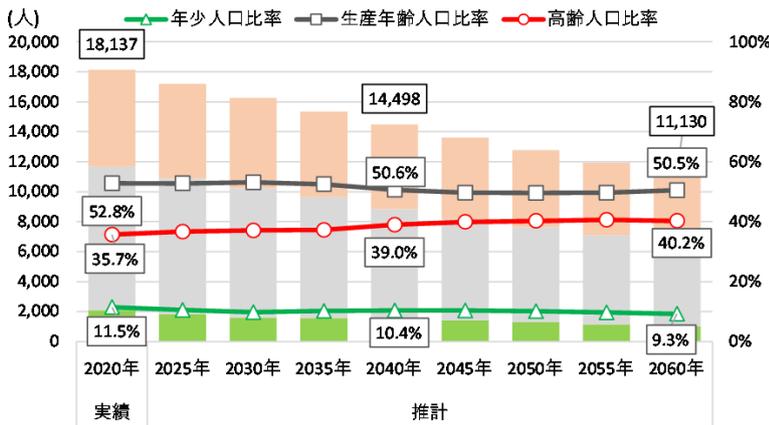
【初倉地区】

- ・ 継続的な人口減少が見込まれ、令和 32（2050）年には 10,000 人を割り込むと推計
- ・ 令和 42（2060）年には、約 8,695 人と推計（令和 2（2020）年比 31.0%減）



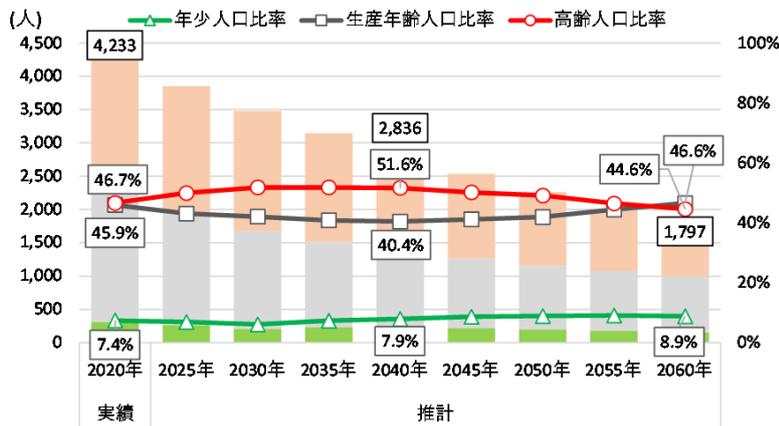
【金谷地区】

- ・ 継続的な人口減少が見込まれる
- ・ 令和 42（2060）年には、約 11,130 人と推計（令和 2（2020）年比 38.6%減）
- ・ 同年の高齢比率は 40.2%で、令和 2（2020）年と比較して 4.5 ポイントの上昇



【川根地区】

- ・ 継続的な人口減少が見込まれる
- ・ 令和 42（2060）年には、約 1,797 人と推計（令和 2（2020）年比 57.5%減）
- ・ 同年の高齢比率は 44.6%で、令和 2（2020）年と比較して 2.1 ポイントの下降



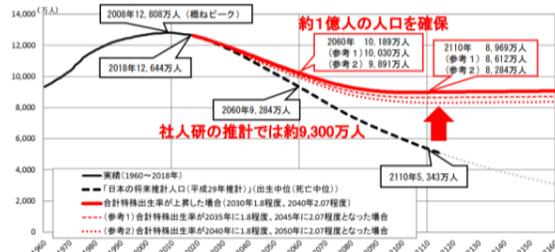
国の長期ビジョン (令和元年改訂)

◇人口問題に対する基本認識

- ①加速する人口減少と高齢化率の上昇
 - ・今後加速的に高まる人口減少
 - ・上昇を続ける高齢化率
- ②人口減少により地域経済社会に悪影響
 - ・地方経済の縮小、生活サービスの維持・確保が困難、都市機能の低下
- ③東京圏への一極集中
 - ・東京圏への転入は2014年に比べ、更に超過

◇地方創生の目指すべき将来

- ①「活力ある地域社会」の実現
 - 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - 地方に住みたい希望の実現
 - 地域の外からも稼ぐ力を高め、地域内経済循環の実現
 - 人口減少に適応した地域づくり
- ②「東京圏への一極集中」の是正
- 合計特殊出生率が上昇すると、2060年に1億人程度の人口を確保
 - 長期的にも、約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計



- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上
 - ※2030年に1.8程度、2040年に2.07が達成されると想定

地方創生2.0基本構想 (令和7年)

◇目指す姿

人口減少のペースを緩和し、一定のレベルで歯止めが掛かる社会が実現することを目指した上で、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る

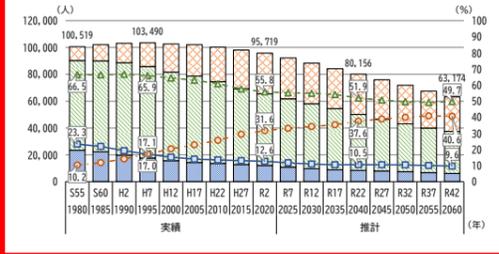


島田市人口ビジョン

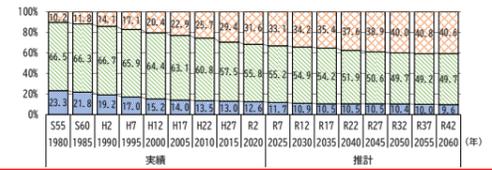
令和42 (2060) 年の目標人口「8万人」を継続

■人口推移と特徴

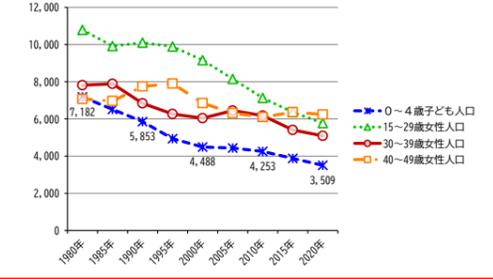
- 総人口の減少
 - ・人口減少は継続、前回推計と比較し、減少スピードは緩やかになった
 - ・社人研推計ベース 2060 (令和42) 年人口63,000人程度 高齢人口比率40.6%



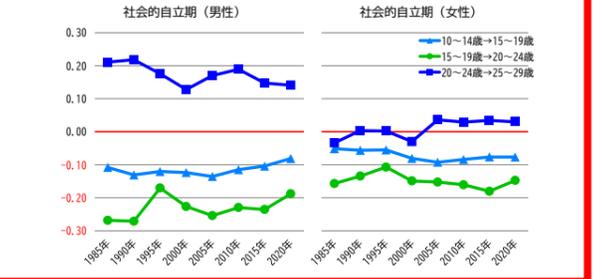
- 高齢人口は減少に転ずるも、高齢人口比率の上昇は継続
 - ・高齢人口は令和7 (2025) をピークに減少に転ずるも、年少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口比率の上昇、年少人口比率・生産年齢人口比率の低下は継続すると推計



- 継続的な出生数の減少
 - ・未婚・晩婚化傾向や出産可能な女性そのものの数が減少することなどが相まって、出生数は減少傾向



- 若年層の転出超過、25歳以降は転入超過
 - ・男女とも15～19歳、20～24歳の若年層では転出が大きく上回る一方、25～29歳では均衡又は転入超過傾向



■人口推移が地域に与える影響と課題認識

- 産業・雇用
 - ・域内の需要と供給の縮小による、経済活動の停滞と規模の縮小
 - ・後継者不足や、雇用の質・量の低下
 - ⇒ 起業者支援や若者の地元就職等による労働力不足への対応
 - ・デジタル技術の活用等による労働生産性の向上
- 子育て・教育
 - ・出産・子育てへの不安や負担感による、更なる出生数の減少
 - ・児童・生徒数の減少による、学校や地域における教育活動等の維持が課題
 - ⇒ 希望どおりに結婚し、出産・子育てができる環境の実現
 - ・ICT技術等を活用した教育の質の向上、教育環境の維持
- 医療・福祉
 - ・地域医療・介護サービスの需要増大に伴う、サービス提供体制の維持が課題
 - ⇒ 社会保障制度の健全な運営の維持
 - ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり
 - ・「健康長寿」の取組による、元気な高齢者の増加、社会貢献活動への参画促進
- 地域生活
 - ・空き家や荒廃農地、荒廃農地の増加
 - ・地域コミュニティの担い手不足や共助機能の低下
 - ⇒ 市民の主体的な参画や、多様な主体との協働
 - ・自主性・自発性・自立性を尊重した活動の促進や、活動を担う人々との連携と協力
- 行財政サービス
 - ・市税収入の減少
 - ・市民サービスの維持が課題
 - ・業務の量的増加、ニーズの多様化
 - ⇒ 公共施設の在り方の見直しの必要性
 - ・デジタル技術の活用等による行政経営の効率化や市民サービスの維持・向上

■取組の方向性・人口の将来展望

◇人口減少・少子超高齢社会への対応と課題の克服

取組の方向性 まち・ひと・しごと創生を推進する

①しごと：地域経済の持続的な発展

富士山静岡空港や新東名高速道路島田金谷インターチェンジなどの高速交通結節点の優位性や地域資源を生かした施策を展開することで雇用創出に取り組むとともに、デジタル技術を積極的に活用し、生産性や付加価値の向上を図り、全ての産業で「稼ぐ」をキーワードに地域経済の持続的な発展を目指す。

②ひと：人口減少への適応

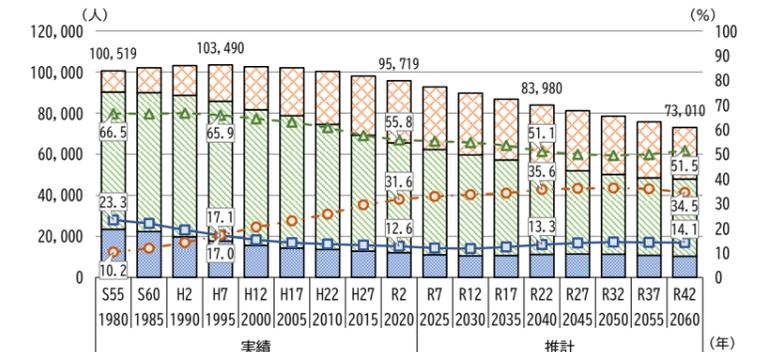
社会移動を均衡させるとともに、シティプロモーション等を通じた地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大を図る。また、妊娠期から青年期までの「切れ目のない」支援により、安心して働き、希望どおりに結婚し、出産、子育てができる環境づくりの支援等により、将来にわたり安定した人口、地域の担い手の維持を図る。

③まち：持続可能な暮らしやすいまちづくり

にぎわいを創出する機能(医療・福祉・商業など)を地域拠点に誘導し、市民生活の利便性を確保していくほか、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。また、社会インフラや広域幹線道路の整備、外国人の移住に伴う異文化交流などを進め、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを実現する。

人口の将来展望 ○若い世代の就労・出産・子育ての希望が実現したら

- ・合計特殊出生率が、2040 (令和22) 年に2.07
- ・社会移動は2025 (令和7) 年以降均衡
- ・令和22 (2040) 年 人口84,000人程度 高齢化率35.6% (ピーク期)
- ・令和42 (2060) 年 人口73,000人程度 高齢化率34.5%
- ⇒ 更なる合計特殊出生率の上昇や転入超過、長寿による人口増加を目指して
- ・2060年 目標人口「8万人」



第2次島田市DX推進計画

令和8年3月

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 国及び県の状況	3
3 島田市デジタル変革宣言	6
4 計画の位置づけ	7
5 計画期間	8
6 推進体制	9
第2章 第1次DX推進計画の振り返り	10
1 第1次DX推進計画の実績と評価	11
第3章 島田市における現状	16
1 島田市の人口について	17
2 地方公務員の人数について	18
3 市民意識調査から見る現状	19
4 関係機関ヒアリングによる現状	25
5 職員ヒアリングによる現状	26

第4章 課題のまとめ	30
1 施策の柱ごとの課題	31
第5章 推進計画	36
1 島田市が目指す将来像	37
2 施策の柱ごとの小柱、方向性、目指す姿	38
参考資料	42
用語集	43

第1章

計画策定の基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

島田市では、令和元年11月27日に「島田市デジタル変革宣言」を行い、「市民サービス」「行政経営」「地域・産業」の3分野において、デジタル変革を積極的に取り組むことを宣言しました。さらに、令和2年度にはDX推進の専門部署を設置し、令和4年2月に「島田市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、目指す将来像の実現に向けて取り組んでいます。

しかしながら、「人口減少および労働力不足」、「地域・産業の更なる活性化」、「持続可能性への脅威」といった課題は依然として山積しており、デジタルを通じた解決が期待されています。

このような背景と課題を踏まえ、第1次計画の趣旨である、「市民福祉の向上を目的とし、市の政策・施策・事業（サービスを含む）にデジタル技術を活用していく」を引き継ぐとともに、AIなどの新たな技術を活用しながら、誰もが安心して快適に暮らせる未来を実現するため、第2次島田市DX推進計画を策定します。

1-2 国及び県の状況

(1) 国の状況

年月	状況
令和2年12月	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定 目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げる。
令和3年5月	デジタル改革関連法が成立・公布
令和3年9月	デジタル庁の設置 デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するために設置。
令和4年6月	「デジタル田園都市国家構想基本方針」を定める。 各分野におけるデジタル技術の実装を行い、地方の社会課題をデジタルの力を活用して解決していくための取組の方向性を定める。
令和5年10月	デジタル行財政改革会議が設置
令和6年6月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を閣議決定 目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの
令和6年10月	新しい地方経済・生活環境創生本部の設置 地方創生2.0の基本構想の5本柱の1つとして、「デジタル・新技術の徹底活用」が掲げられた。
令和7年12月	「自治体 DX推進計画」及び「自治体 DX推進手順書」を第5.0版に改定

1 -2 国及び県の状況

(2) 自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画

総務省では、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項(以下「重点取組事項」という。)や国による支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進計画」等により、地方公共団体のDXの取組を支援しています。

自治体DXの重点取組事項

- 1 自治体フロントヤード改革の推進
- 2 地方公共団体情報システムの標準化
- 3 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進
- 4 公金収納におけるeL-QRの活用
- 5 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進
- 6 セキュリティ対策の徹底
- 7 自治体のAIの利用推進
- 8 テレワークの推進

1-2 国及び県の状況

(3) 県の状況

静岡県では、令和4年3月に「ふじのくに DX 推進計画」を策定し、「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」を基本理念に掲げ、5つの政策の柱を置き、政策（施策）を展開し、目指す姿の実現に向け取り組んでいます。

なお、令和8年度以降のふじのくにDX推進計画については、行政経営推進プラン（仮称）に組み込まれる予定となっています。

ふじのくにDX推進計画

【概要版】



- 計画期間
2022年度から2025年度まで（4年間）
- 位置付け
 - ・静岡県総合計画の分野別計画
 - ・静岡県高度情報化推進規程第3条に基づく「高度情報化基本計画」
 - ・官民データ活用推進基本法第9条に基づく「官民データ活用推進計画」



【基本理念】
「誰にも優しく、誰もが便利に、安全・安心、そして豊かに」
【計画P11～12】

【目指す姿】
いつでもどこにいても必要なものやサービスを受けられる、豊かで持続可能な社会
【計画P13～17】

<暮らす・楽しむ> 日々のデータが、日常生活に活用される暮らしの実現
 <学ぶ・究める> 場所や時間を選ばずに、知識や技能を共有できる学びの場づくり
 <働く・産く> パーチャルとリアルとの融合が生み出す新しい働き方と新たな産業の創出
 <つながる・支えあう> 言語や障害等の壁を越えた新しいコミュニティの創造

【政策】
【計画P19～30】

政策の柱	県庁・市町	地域社会
デジタル化の推進に必要なデバйд対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルリテラシー向上のための教育や啓発 ・情報アクセシビリティの確保 ・利用者視点でのUIやUXの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルデバйд対策の推進 ・社会的支援体制（世代間交流等）の構築
超スマート社会の実現に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル3原則に基づく業務の見直しの徹底 ・県有施設等のデジタル化の推進 ・情報システムの標準化・共通化への着実な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤整備（5G、Wi-Fi等）の推進 ・デジタルID（マイナンバーカード等）の利活用
デジタル技術の実装の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・AIやRPA等を活用した業務の革新 ・スマートフォンアプリ等を活用した啓発の実施 ・災害対策等におけるデジタル技術の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活におけるデジタル技術の活用 ・各分野における業務のデジタル化 ・地域企業のデジタル化や新たな成長産業の支援
新しい生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続のオンライン化の推進 ・テレワークの活用やペーパーレス化等による働き方改革の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業におけるテレワークの促進 ・福祉・医療・産業分野等における遠隔技術の活用
データの分析・利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータカタログ等の充実 ・EBPMの推進 ・データ連携基盤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のオープンデータ化の促進 ・各分野におけるデータの利活用の活性化

【施策を支える人材・基盤の強化】
【計画P31～32】

デジタル人材の育成・強化	情報セキュリティの強化
<ul style="list-style-type: none"> ・産業分野におけるデジタル人材の確保・育成 ・学校教育を通じたデジタル人材の育成 ・行政における専門人材の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町における情報セキュリティ対策の着実な実施 ・中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の促進

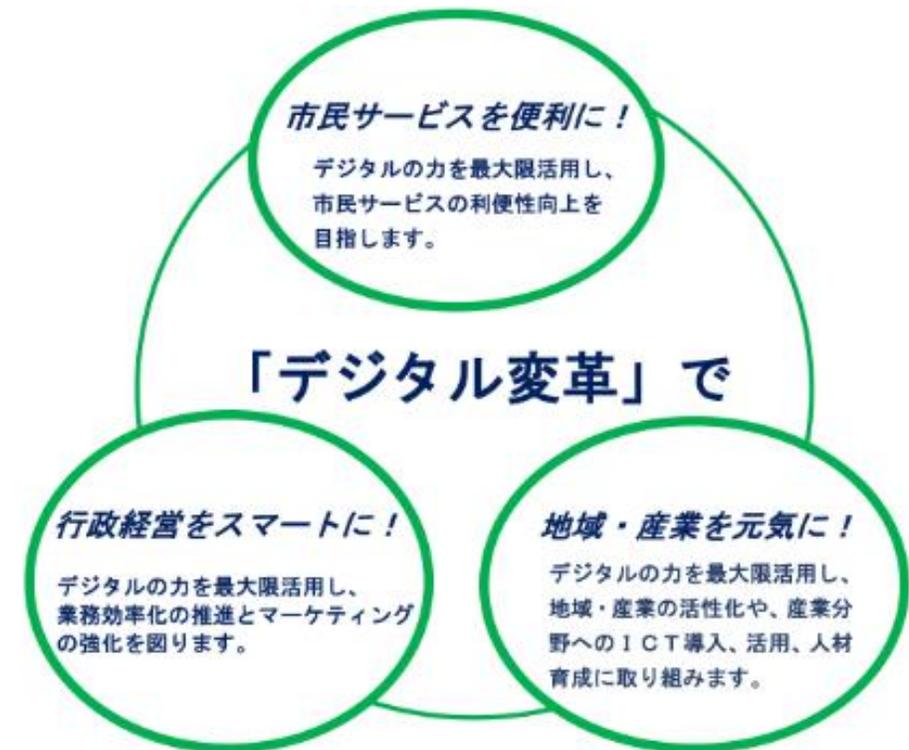
1-3 島田市デジタル変革宣言

島田市では、令和元年11月27日に「島田市デジタル変革（トランスフォーメーション）宣言」を行いました。

国及び県のデジタル化への流れや市民のデジタルシフトを踏まえ、島田市においても、「住民の福祉の増進を図る」ことを基本とし、市民や事業者へのサービス向上、行政経営の効率化など、「デジタル手続法」に盛り込まれたデジタル3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づき、今後、デジタル技術を最大限に活用した取組みを推進する必要性が生じました。

この宣言は、こうした背景や経緯を踏まえ、地域経営者たる首長のリーダーシップにより、デジタルファーストの理念を持った変革を推進し、デジタル化時代に向けた持続可能で自立した地域経営の実現を図っていくために行ったものです。

市民サービス＋行政経営＋地域・産業 × デジタル変革 島田市デジタル変革宣言



1-4 計画の位置づけ

(1) 第3次島田市総合計画

第2次島田市DX推進計画は、「第3次島田市総合計画」を推進し、市の将来像である「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現させるため、各分野における政策をデジタル、情報化の観点から支援、推進するものとして位置づけます。

(2) 官民データ活用推進基本法に基づく計画

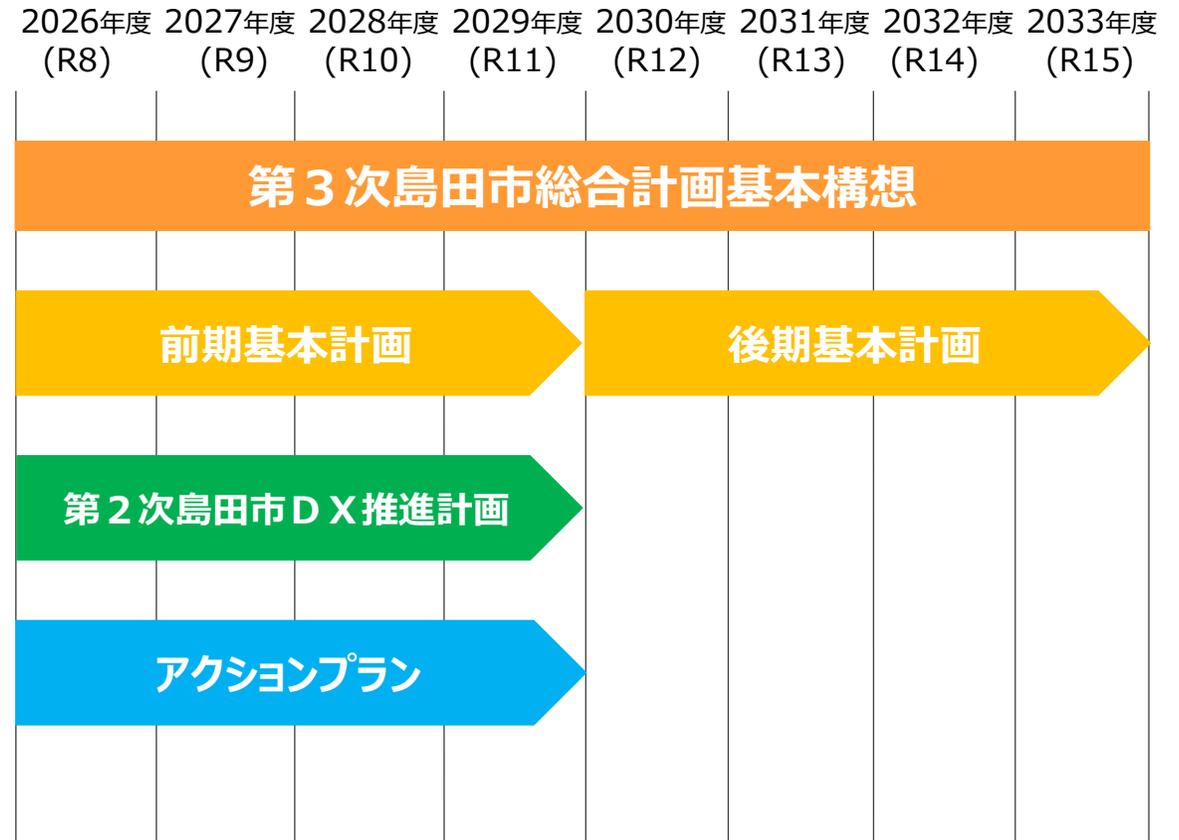
第2次島田市DX推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する計画として策定します。また、官民データ活用推進基本法第9条第2項に基づき、静岡県が策定した官民データ活用推進計画（行政経営推進プラン（仮称）に包含）を勘案し、島田市における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとします。

1-5 計画期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までの4年間とし、第3次島田市総合計画前期基本計画と同様の期間とします。

実際の進行管理は「アクションプラン（附属資料）」により行います。

また、計画策定後においても、国の指針変更や技術革新など社会情勢の変化を考慮し、必要に応じて、アクションプランの見直しを行います。



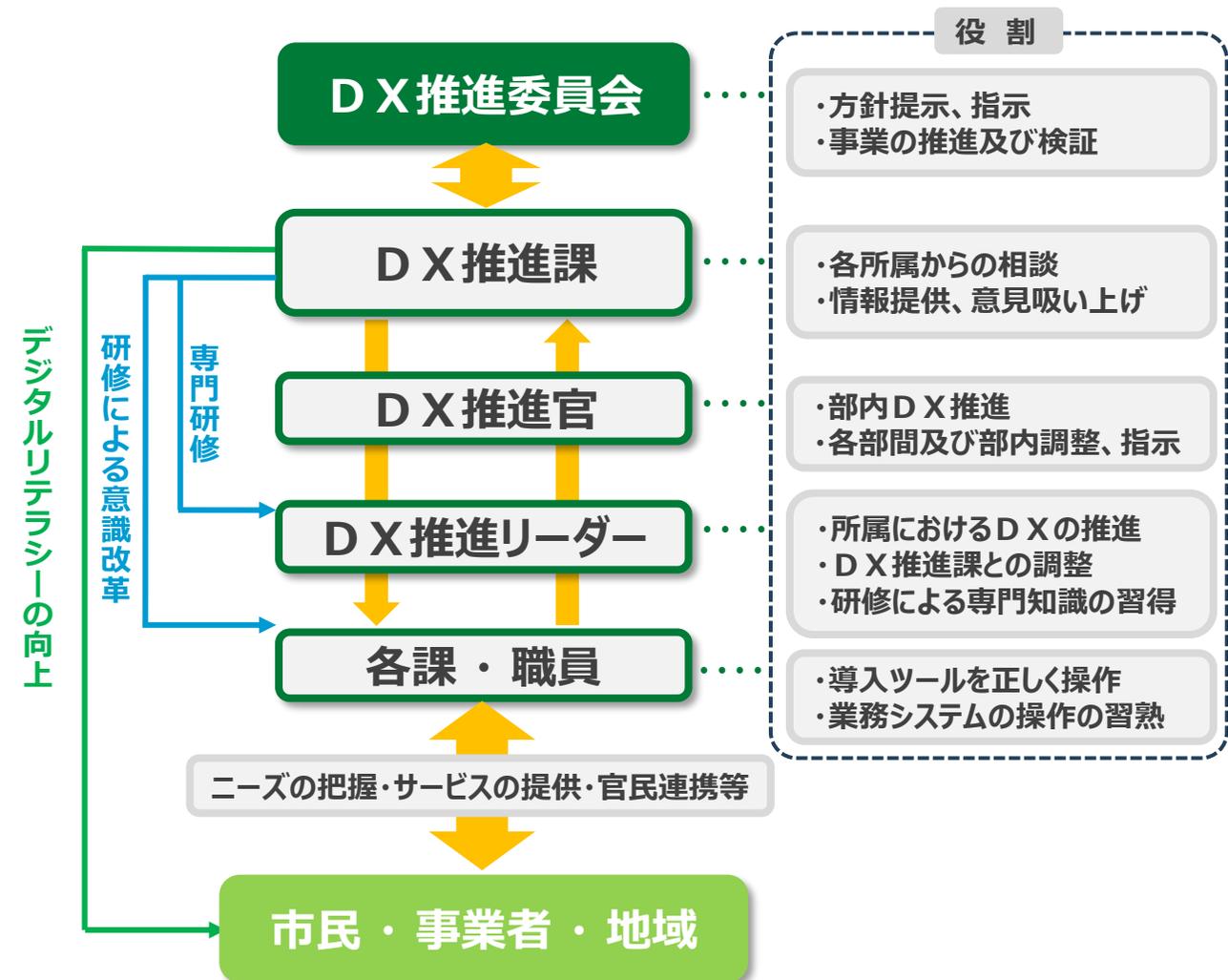
1-6 推進体制

本市のDXを戦略的に推進するためには、特定の部署のみの取り組みではなく、全庁的な取り組みが必須となります。

そのため、副市長・部長級による島田市DX推進委員会を設置し、「誰もがデジタル技術を活用し、安心して快適に暮らすことができる持続可能な社会」を実現するための方針を示すとともに、事業の推進及び検証を行い、本計画の推進を図ります。

DX推進課は人事課と連携して、職務に応じた必要な研修を実施することで、デジタル人材を育成・確保し、DX推進リーダーを中心にDXを推進していきます。

また、市民等へのデジタルリテラシー向上を支援し、デジタルデバイド解消に努めます。



第2章

第1次DX推進計画の振り返り

2-1 第1次DX推進計画の実績と評価

(1)第1次DX推進計画のアクションプランの実績及び評価

評価 ※実施不要案件 1 件除く	R6実績		R7見込	
	数	%	数	%
A	25	47.2%	34	64.2%
B	19	35.8%	12	22.6%
C	9	17.0%	7	13.2%
D	0	0.0%	0	0.0%
合計	53	100.0%	53	100.0%
全体進捗評価	B (A+B=83.0%)		B (A+B=86.8%)	

評価基準

指標	R4	R5	R6	R7
A	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上
B	20%以上100%未満	40%以上100%未満	60%以上100%未満	80%以上100%未満
C	0%以上20%未満	0%以上40%未満	0%以上60%未満	0%以上80%未満
D	0%未満	0%未満	0%未満	0%未満

※評価基準は島田市総合計画の目指そう値における評価基準に準ずる

- 第1次DX推進計画のアクションプランの評価を行ったところ、令和6年度実績におけるA・B評価は83.0%、令和7年度の実績見込みにおけるA・B評価は86.8%となっており、アクションプランの進捗は順調に進んでいると評価できます。
- 第2次DX推進計画においては、第1次DX推進計画におけるアクションプランを基礎として、継続するものや終了するものなどを判断します。

2-1 第1次DX推進計画の実績と評価

(2)個別事業における実績及び評価 ～ 施策の柱1 市民サービスを便利にします！ ～

番号	小柱	取組内容(個別事業)	実績	評価
1	行政手続きのオンライン化の推進	① 電子申請システム運用業務 ② 証明書のコンビニ交付事業 ③ 公共施設等案内・予約システム運用事業	① 市民等によるオンライン申請率は目標には届きませんでした。申請数は順調に伸びています。 ② 証明書等のコンビニ交付率は目標を超えて交付されています。 ③ 公共施設システムを利用した予約率は、目標を超えて利用されています。また、令和7年度に新たにシステムを更新したことにより、利便性の高いシステムに変更されました。	B 継続 A 継続 B 継続
2	情報発信のデジタルシフト	① 広報のデジタルシフト ② 市LINE公式アカウントの活用	① 各種のデジタルツールを利用して広報を行っており、目標は達成しました。 ② 市LINE公式アカウントの受信設定率は目標には届かない見込みです。	A 完了 C 継続
3	官民データの活用促進	オープンデータの充実	公開したオープンデータの数も増えており、自治体標準オープンデータセット12項目も達成する見込みです。	A 継続
4	セキュリティ及び個人情報保護	個人情報保護の推進	個人情報における事故件数は0で目標が達成されました。	A 継続
5	災害から生命とくらしを守る体制の整備	災害情報共有機材導入事業	災害情報共有システムを令和6年度に導入し、災害対策本部において災害情報をリアルタイムに共有できるようになりました。	A 完了
6	安心して子育てできる環境の整備	子育て支援プラットフォーム構築事業(しまいく+)	しまいく+の登録者数は7,000人を超え、目標値の5,820人を上回りました。	A 継続
7	健康の保持増進と食育の推進	健幸マイレージのデジタル化	健幸マイレージの登録は、紙でもデジタルでも利用できる環境を整え、年間登録者数は目標を上回る見込みです。	A 継続

※一部の事業を抜粋して掲載しています。

2-1 第1次DX推進計画の実績と評価

(2)個別事業における実績及び評価 ～ 施策の柱2 地域・産業を元気にします！ ～

番号	小柱	取組内容(個別事業)	実績	評価
1	産業DXの支援	産業ポータルサイトの構築	目標の産業ポータルサイトへの登録事業者数は到達できない見込みです。	C 継続
2	次の世代につながる農業の推進	がんばる認定農業者支援事業	補助金を活用してスマート農業の推進を目指しています。当該補助金の利用件数は目標に達しました。	A 継続
3	戦略的な観光の振興	① デジタルマーケティング業務委託 ② デジタルマーケティング施策推進事業	① 広告の配信を継続しなかったこと等により、観光サイト(旅する大井川)の閲覧者数は目標に達成しませんでした。 ② デジタルマーケティングを利用して、魅力ある観光サイト(旅する大井川)を作成しました。1人あたりの平均ページビュー数は増加し、目標を達成しました。	C 完了 B 完了

※一部の事業を抜粋して掲載しています。

2-1 第1次DX推進計画の実績と評価

(2)個別事業における実績及び評価 ～ 施策の柱3 行政経営をスマートにします！ ～

番号	小柱	取組内容(個別事業)	実績	評価
1	システム標準化の推進	システム標準化	一部のシステムを除き、標準化は完了しました。	B 継続
2	行政事務のデジタル化の推進	① 電子決裁システム、文書管理システム、電子契約システムの導入 ② RPA、AI-OCR活用促進 ③ 生成AIの導入 ④ ビジネスチャットツールの導入	① 各システムは計画通り導入されました。 ② 各分野で目標数以上の業務適用を実施し、職員の作業時間の削減に大きく寄与しています。 ③ LGWAN上で動作する生成AIシステムを導入しました。アイデア出し、通知案の作成、議事録の校正など様々な分野で利用が増え、利用者も着実に増加しました。 ④ ビジネスチャットツールを全庁で導入し、情報共有・意思決定の迅速化を実現しました。	A 完了 A 継続 A 完了 A 完了
3	デジタルマーケティングの推進	デジタルマーケティング導入施策	デジタルマーケティングを活用した施策は、第2期総合計画の15の柱において展開しています。	A 完了

※一部の事業を抜粋して掲載しています。

2-1 第1次DX推進計画の実績と評価

(2)個別事業における実績及び評価 ～ 共通施策 ～

番号	小柱	取組内容(個別事業)	実績	評価
1	デジタルリテラシーの向上・デジタルデバイドの解消	<ul style="list-style-type: none"> ① デジタル活用支援員派遣事業 ② デジタル活用支援員養成講座 ③ 庁舎及び支所等のWi-Fi整備 	<ul style="list-style-type: none"> ① スマートフォン活用講座を定期的を実施しました。受講者には、今後のスマートフォンの活用を積極的に考える傾向が見られ、デジタルリテラシーの向上及びデジタルデバイドの解消が図られています。 ② 市内の金融機関など、身近な場所でスマートフォンの基本操作に関する相談ができる場所を増やすとともに、相談に対応できる人材を育成しました。 ③ 新庁舎にWi-Fiを導入しました。会議でのパソコン利用など、今までにはない働き方が実践できるようになりました。 	<p>A 継続</p> <p>A 継続</p> <p>C 完了</p>

※一部の事業を抜粋して掲載しています。

第3章

島田市における現状

3-1 島田市の人口について

(1) 総人口の減少

国勢調査による本市の人口は、昭和55（1980）年から10万人程度で推移していますが、平成7（1995）年の103,490人をピークに減少に転じています。日本の総人口のピークの平成20（2008）年、静岡県人口のピークの平成19（2007）年よりも10年程早く人口減少に転じています。

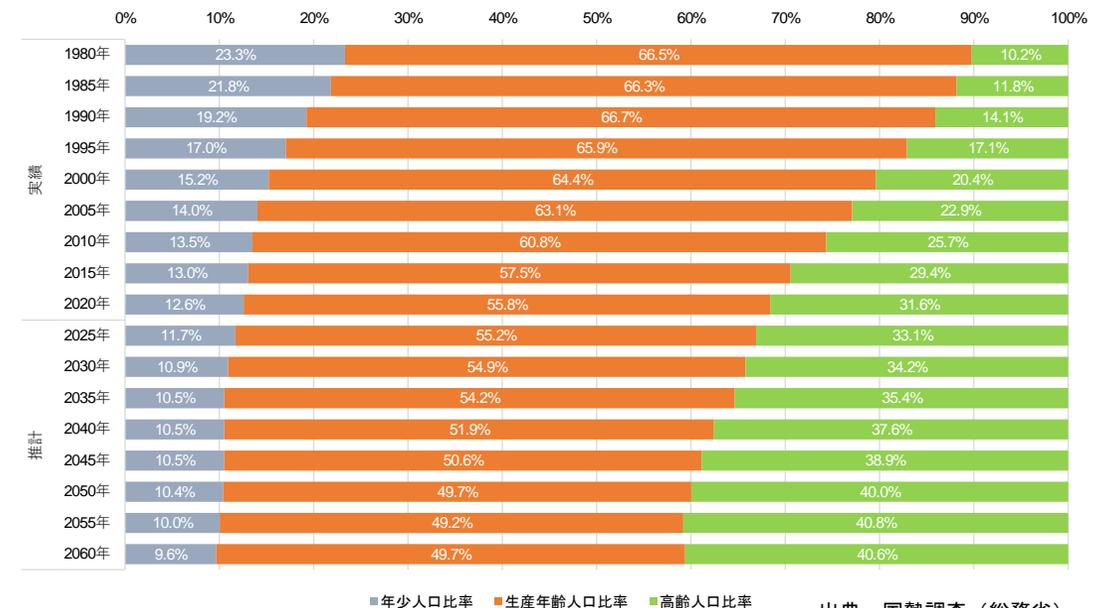
このまま進むと（社人研推計準拠）、2060年の人口は6万3千人程度、高齢化率は40.6%と推計されます。



出典：社人研「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）、国勢調査（総務省）

(2) 年齢構成の変化

本市の年齢構成の推移を見ると、人口のピークの平成7（1995）年に年少人口を高齢人口が上回り、それ以降、高齢人口が増加し、年少人口と生産年齢人口が減少しています。このまま進むと、この変化は今後も継続すると推計されています。



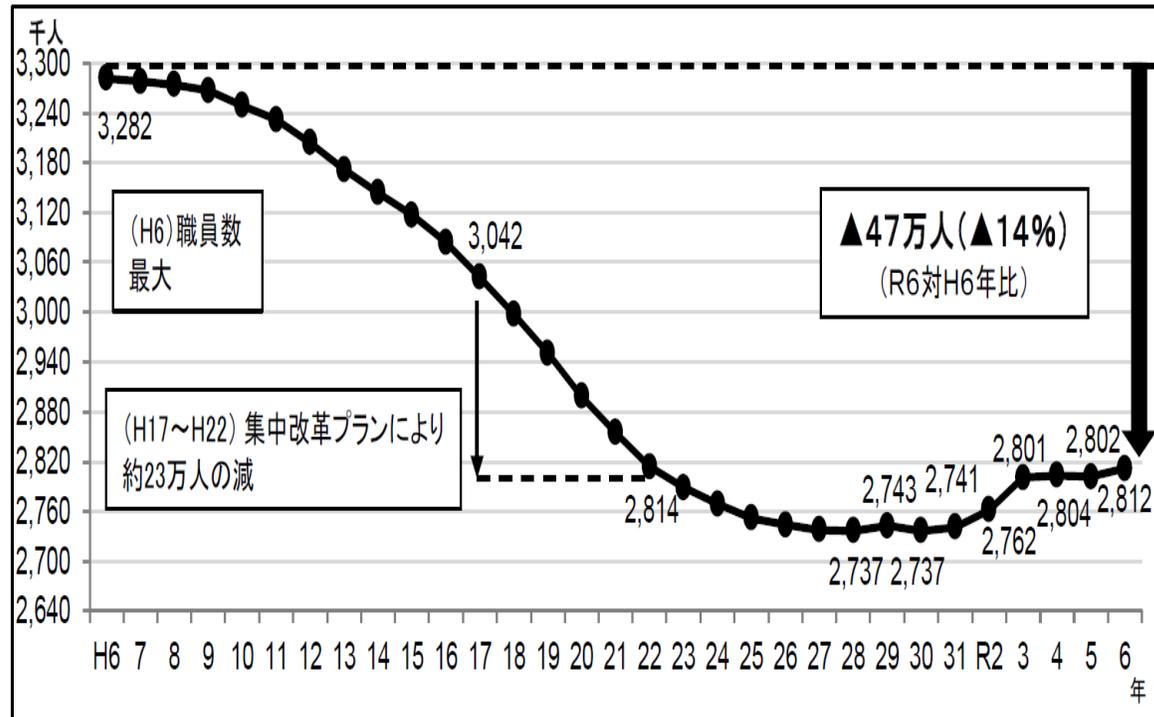
■年少人口比率 ■生産年齢人口比率 ■高齢人口比率

出典：国勢調査（総務省）

3-2 地方公務員の人数について

地方公共団体の職員数の推移

〈地方公共団体の職員数の推移(平成6年～令和6年)〉



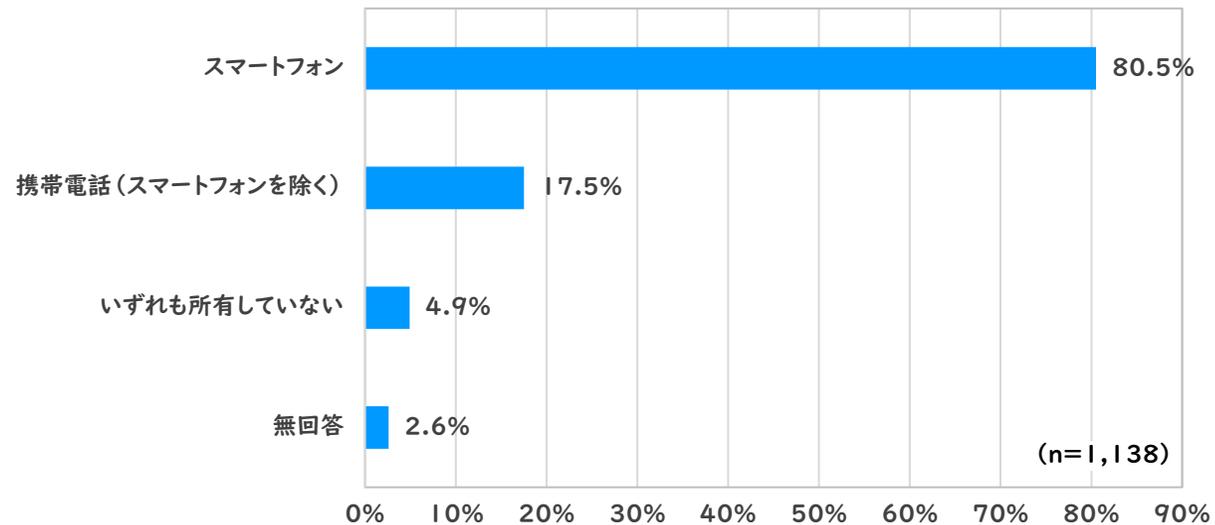
出典：総務省令和6年地方公共団体定員管理調査結果の概要

- 地方公共団体の職員数は、平成6年をピークとして、平成28年まで一貫して減少しています。その後、横ばいから微増傾向にあります。
- 自治体戦略2040構想研究会第二次報告では、「従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要です」と示しています。

3-3 市民意識調査から見る現状

市民意識調査の結果

所有している機器



出典:令和7年度島田市総合計画市民意識調査

ポイント

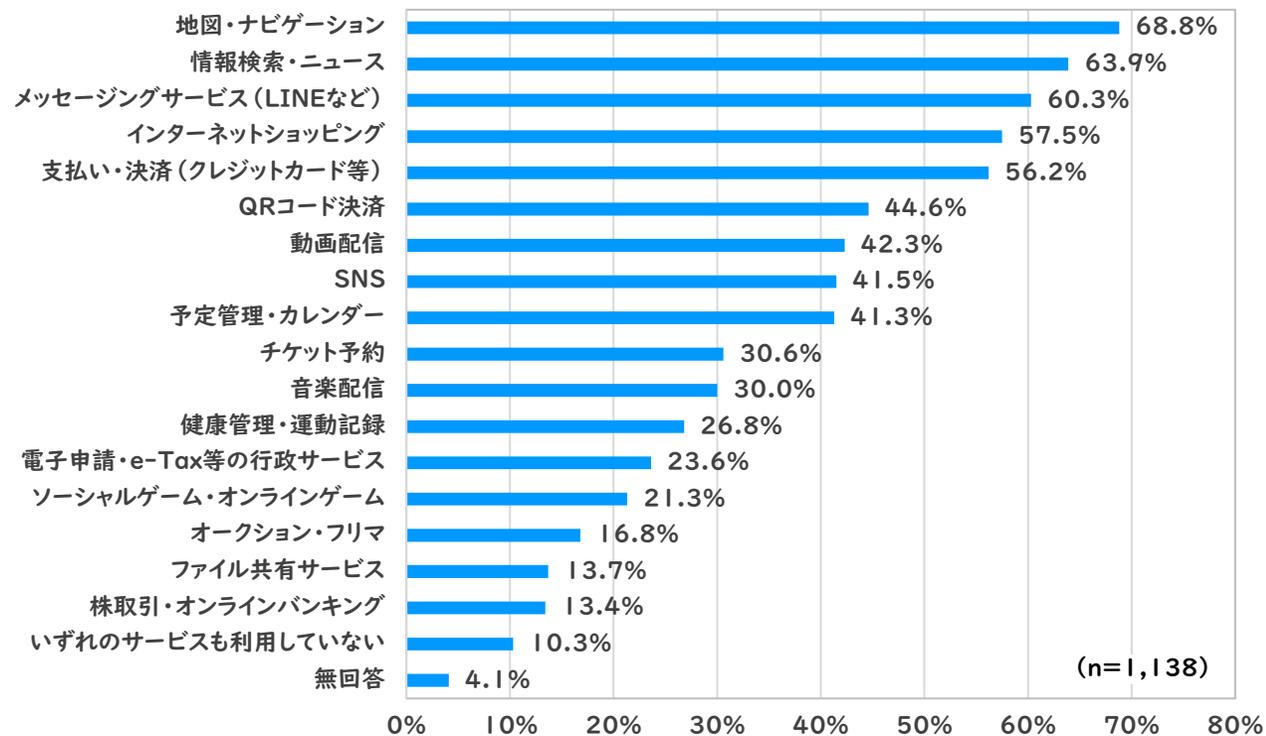
高齢世代においても、インターネットの利用はスマートフォンが主流となっています。

- スマートフォンの保有率が80%を超えています。
- 保有率の年代別内訳は、60歳代で86.9%、70歳代で70.4%、80歳代で38.9%となっています。
- インターネットを利用する際に使用する機器も、スマートフォンが56.1%となっています。

3-3 市民意識調査から見る現状

市民意識調査の結果

過去1年間で利用したインターネットの機能・サービス



出典：令和7年度島田市総合計画市民意識調査

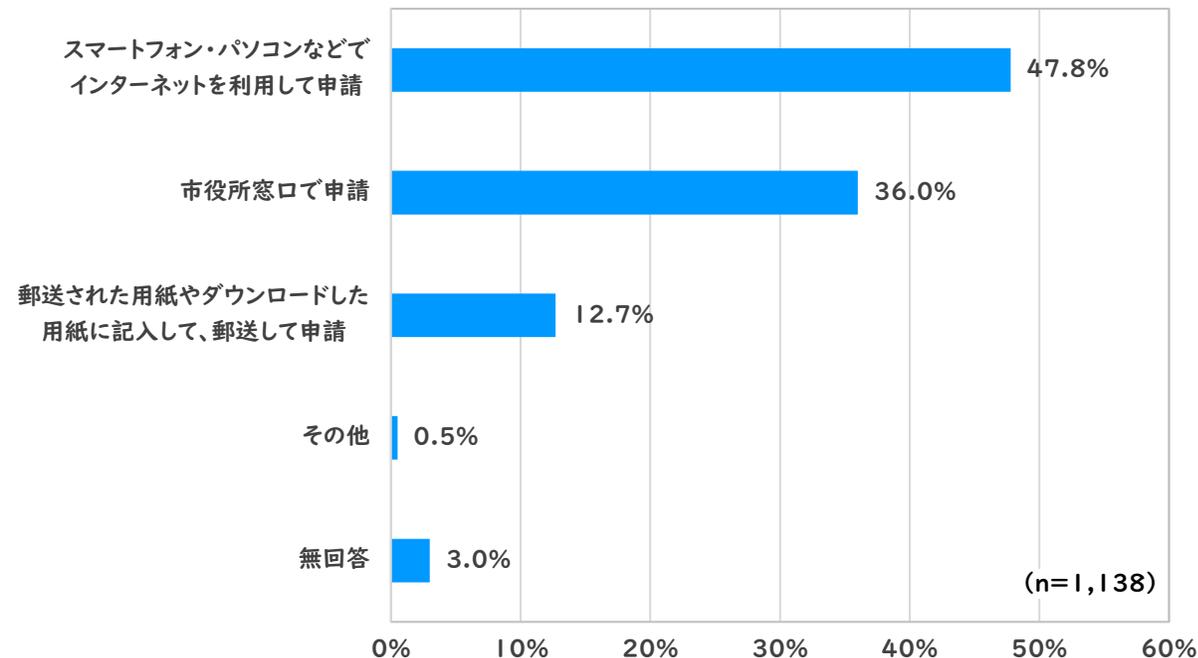
ポイント 利用の多いLINE、支払い・決済サービス、SNSなどに、市のサービスを組み入れることで、市民の利便性の向上を図ることができます。

- 過去1年間で利用したインターネットの機能・サービスで多いものが「地図・ナビゲーション」68.8%、「情報検索・ニュース」63.9%、「LINE」60.3%となっています。
- 電子申請・e-Tax等の行政サービスは23.6%となっています。

3-3 市民意識調査から見る現状

市民意識調査の結果

島田市への手続きの手段



出典：令和7年度島田市総合計画市民意識調査

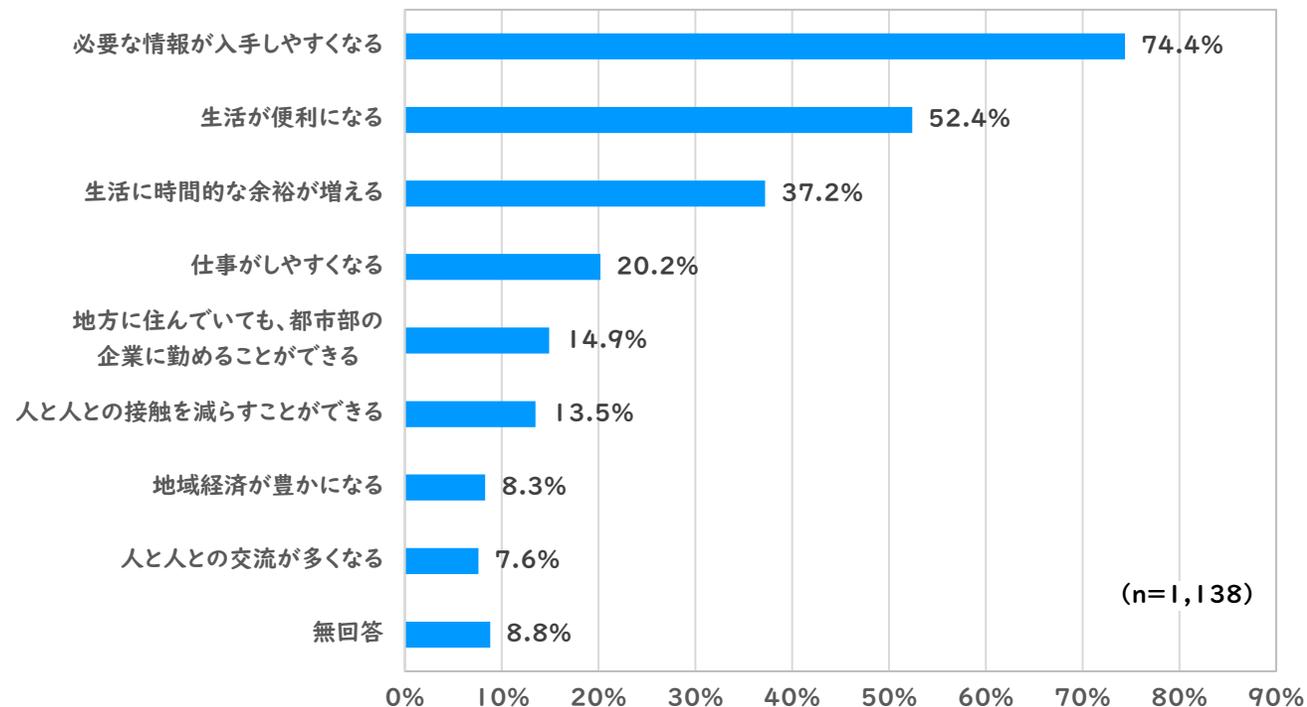
ポイント 電子申請を希望する人が約半数いる一方で、窓口申請を望む人も一定数いることを意識して施策を進める必要があります。

- 電子申請を希望する人が47.8%いる一方、窓口での申請を希望する人も36.0%います。
- 年代別内訳の電子申請希望者は、60歳代で49.8%、70歳代で17.8%でした。
- 窓口申請の希望者は、60歳代で33.3%、70歳代で56.5%でした。

3-3 市民意識調査から見る現状

市民意識調査の結果

デジタル化の進展に期待する効果



出典：令和7年度島田市総合計画市民意識調査

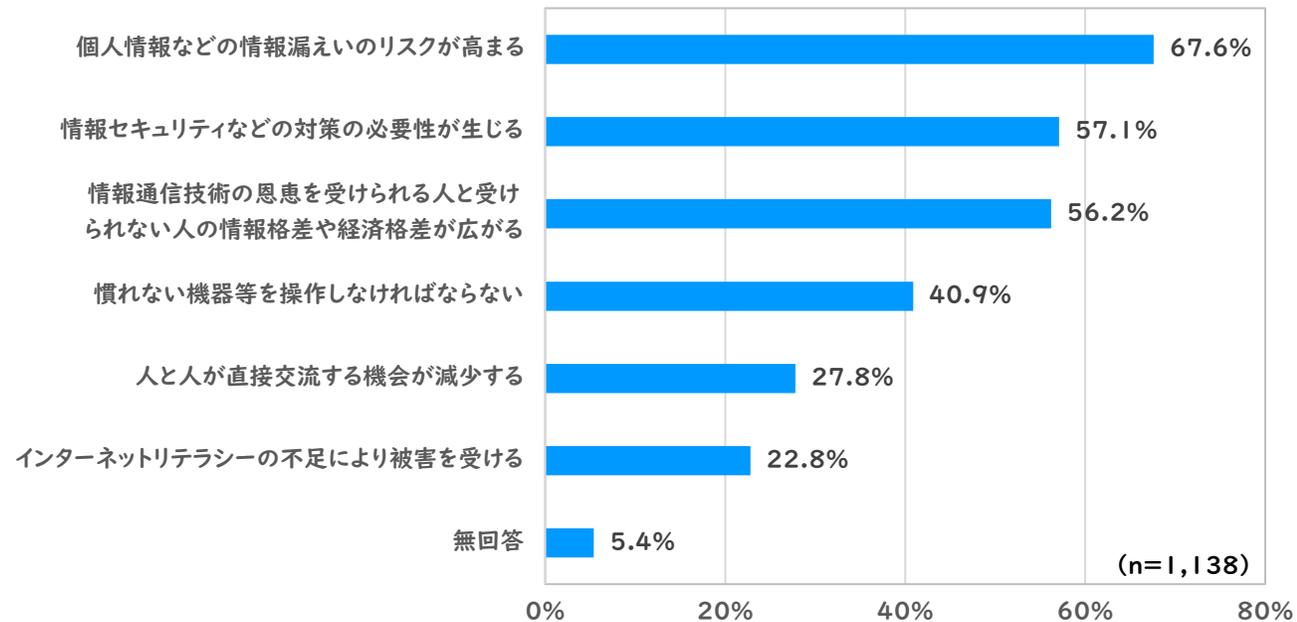
ポイント 市民は、必要な情報が入手しやすくなることを望んでおり、そのためにも、市からの情報発信を適切に行う必要があります。

- デジタル化の進展により期待する効果として多いものが、「必要な情報が入手しやすくなる」74.4%、「生活が便利になる」52.4%、「生活に時間的な余裕が増える」37.2%となっています。

3-3 市民意識調査から見る現状

市民意識調査の結果

デジタル化進展への不安



出典：令和7年度島田市総合計画市民意識調査

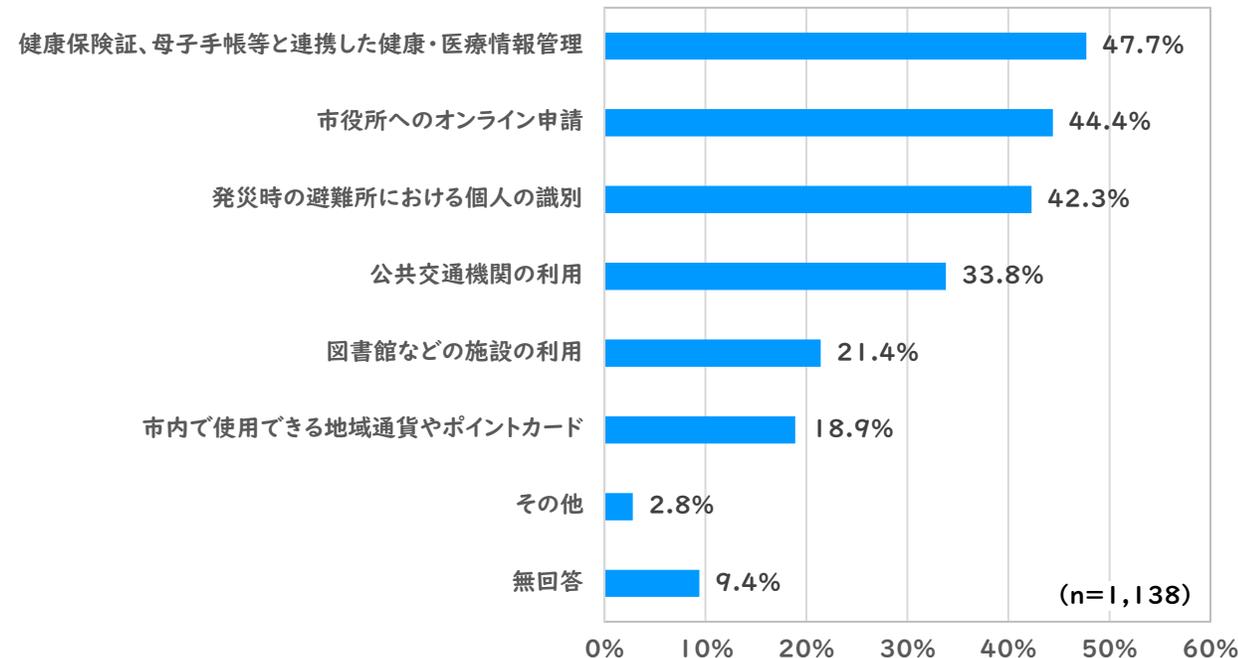
ポイント 市民が個人情報の漏洩リスクへの不安を感じている中で、市は情報セキュリティ対策を徹底するとともに、市民はデジタルリテラシーを向上する必要があります。

- 不安を感じている項目として多いものが、「個人情報などの情報漏洩のリスクが高まる」67.6%、「情報セキュリティ対策」57.1%、「情報格差が広がる」56.2%となっています。
- 個人情報の漏洩リスクについては、どの世代も不安を感じています。

3-3 市民意識調査から見る現状

市民意識調査の結果

望まれるマイナンバーカードのサービス



出典：令和7年度島田市総合計画市民意識調査

ポイント マイナンバーカードの保有率が高いことを活かして、効果的な政策の検討を進めていく必要があります。

- 望まれるマイナンバーカードのサービスとして多かったものが「健康医療情報の管理」47.7%、「市役所へのオンライン申請」44.4%、「発災時の避難所における個人の識別」42.3%となっています。
- マイナンバーカードの保有率は83.5%と、高い水準にあります。

3-4 関係機関ヒアリングによる現状

関係機関ヒアリングの結果

島田市観光協会

- デジタルマーケティングが重要で、データを活用することが最も重要と考えている。
- データがあったとしても、それを使いこなせる人材がない。

島田商工会議所、島田市商工会

- 事業者がDXを推進することにより、どのようなメリットがあるかを理解していない。
- 成功事例を発信することが大事だと考える。

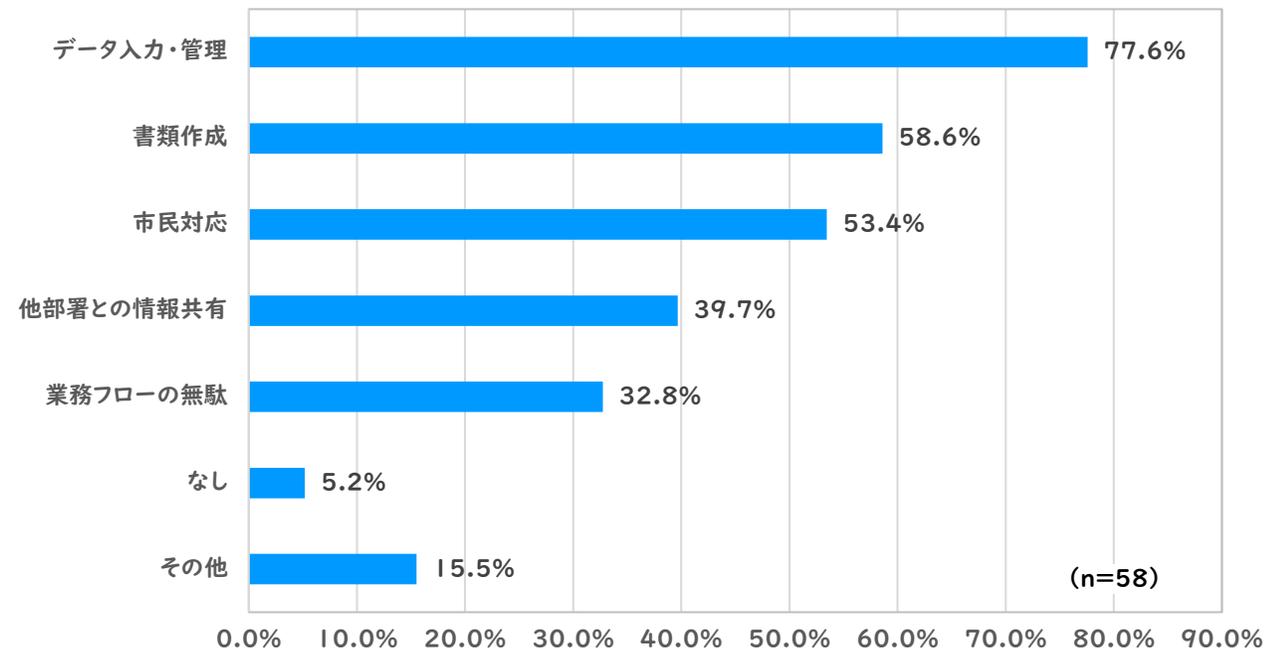
ポイント

- データ活用の重要性は理解していますが、活用もしていないし、活用できる人も少ないです。
- 事業者がDXを推進することにより得られるメリットを理解する必要があります。

3-5 職員ヒアリングによる現状

職員ヒアリングの結果

現在の業務で特に負担を感じる作業



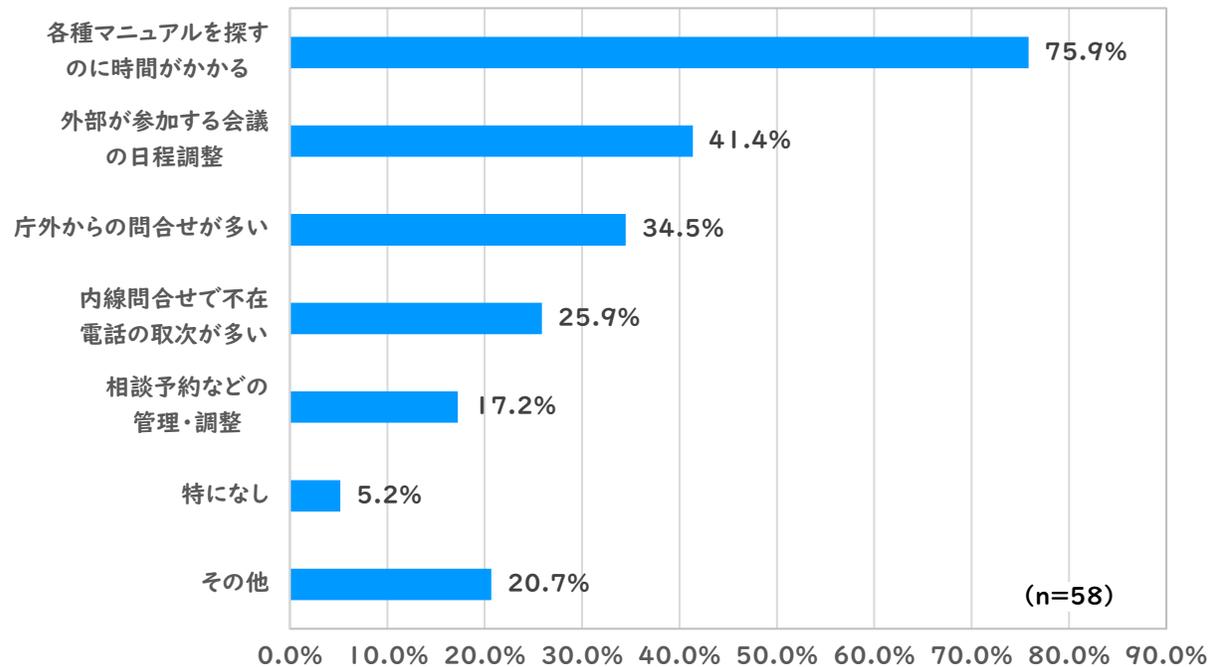
ポイント

- RPA、AI-OCR、生成AI等、既存のツールを効果的に使用方法を習得する必要があります。
 - 電子申請を普及し、窓口対応時間の縮小を図る必要があります。
- 負担を感じる作業として多かったものが、「データ入力・管理に負担を感じている」77.6%、「書類作成」58.6%、「市民対応」53.4%となっています。

3-5 職員ヒアリングによる現状

職員ヒアリングの結果

現在の業務の中で煩わしいと感じていること



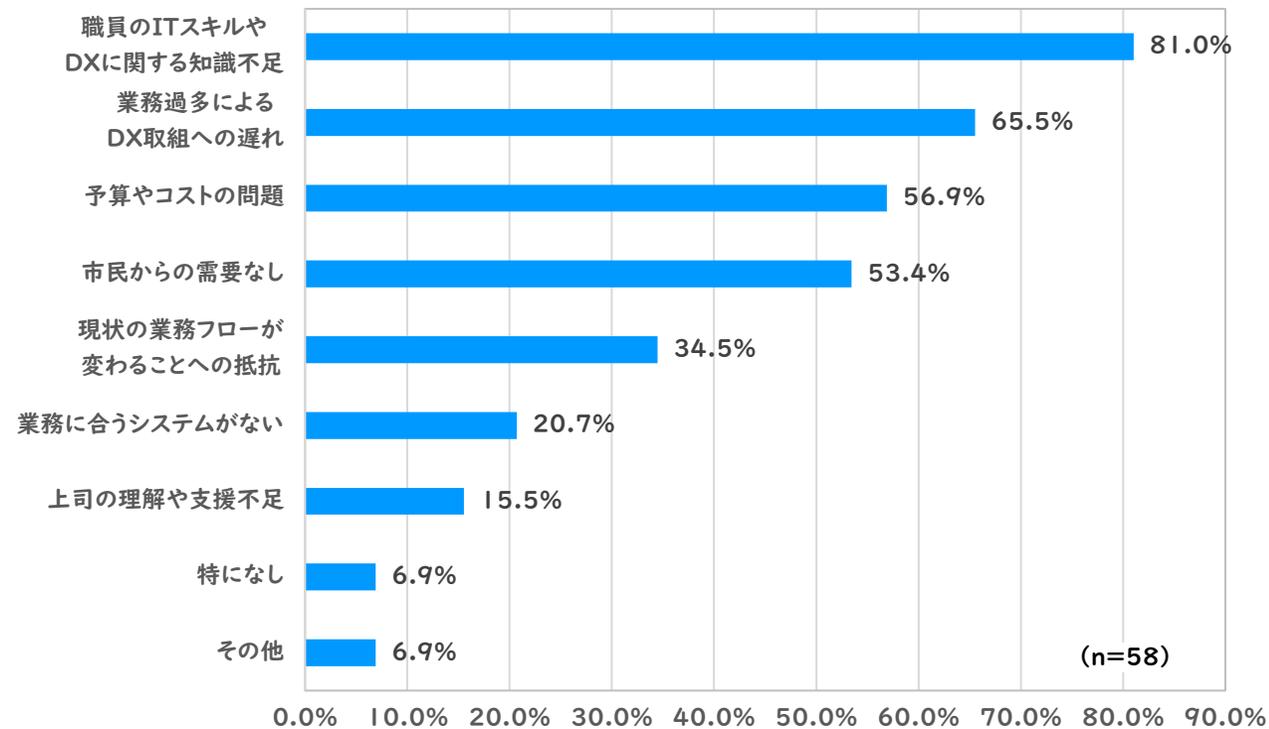
ポイント 各種マニュアルをできる限り効率よく検索する必要があります。AIの利活用も検討する必要があります。

- 各種マニュアルを捜すのに時間がかかることが75.9%と最も割合が高いです。また、それに回答する担当課の負担も大きいと考えられます。

3-5 職員ヒアリングによる現状

職員ヒアリングの結果

DXを推進する上での課題や不安に感じていること



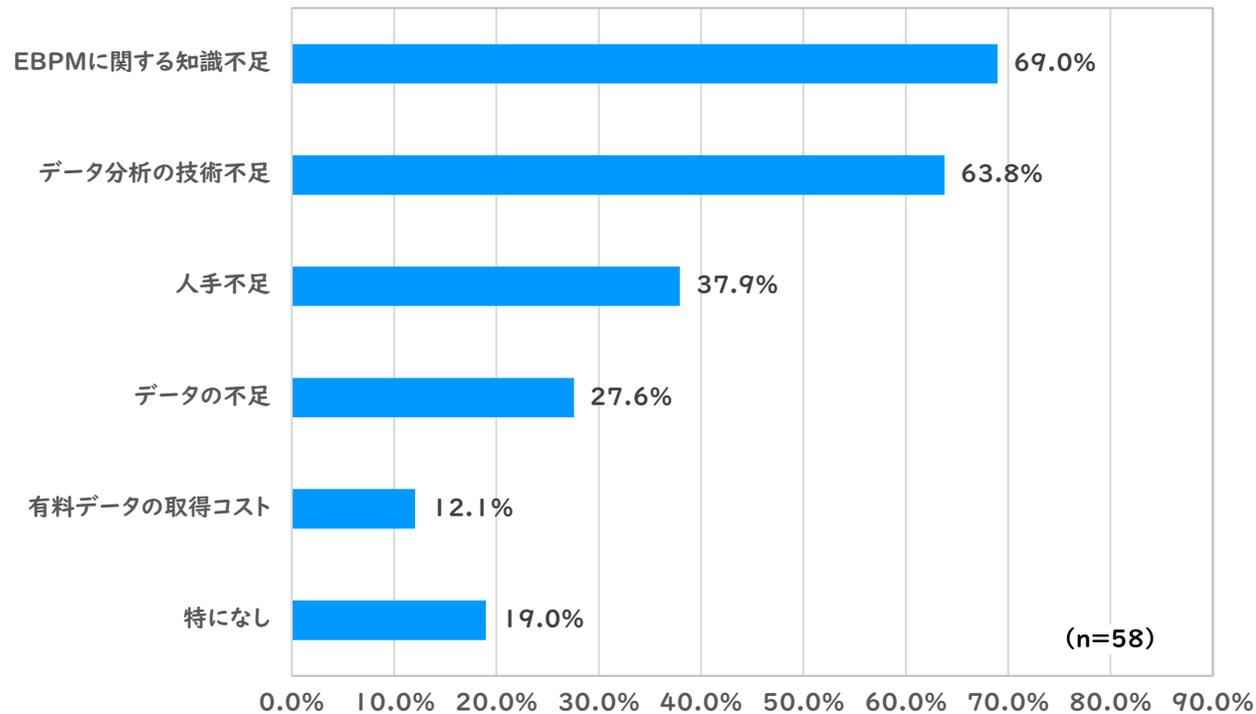
ポイント

- デジタル人材の育成を行い、ITスキルの習得や、DXに関する知識不足を解消する必要があります。
 - BPR等による業務改善を行うことで、業務過多を解消する必要があります。
- ITスキルやDXに関する知識不足に関して、81.0%の職員が課題や不安を感じています。
 - 業務過多によりDX取組への遅れについても65.5%の職員が課題や不安を感じています。

3-5 職員ヒアリングによる現状

職員ヒアリングの結果

EBPMを進めるうえで感じている課題や障壁



ポイント EBPMを理解して、データの活用を業務で利用できるレベルで習得する必要があります。

- EBPMに関する知識不足が69.0%、データ分析技術不足が63.8%と高い傾向にあります。

第4章

課題のまとめ

4-1 施策の柱ごとの課題

施策の柱1

市民サービスを便利に！

課題

オンライン申請

市民の半数は、スマートフォン・パソコンなどでインターネットを利用しての申請を望んでおり、オンライン申請できる手続きも充実していますが、電子申請の利用率は令和6年度時点で14.7%と低迷しています。

マイナンバーカード

マイナンバーカードの保有率は、令和6年度時点で83.5%と高い水準に達しています。市民は今後、マイナンバーカードを利用したサービスの提供を望んでいます。

適切な情報発信

デジタル化の進展により、市民は、必要な情報が入手しやすくなることを望んでいます。

解決に向けた方針

市で実施できるオンライン申請について、市民に利便性と安全性を周知し、認知率の向上を図ります。

どのような活用方法が有効なのかを議論し、導入についての検討を行います。

届けたい市民にとって有効な方法を考慮して情報発信を行います。

4-1 施策の柱ごとの課題

施策の柱1
市民サービスを便利に！

課題

災害対策

望まれるマイナンバーカードのサービスとして、災害対策に関することが高い割合で回答されています。

子育て支援

デジタル化の進展により、「生活に時間的な余裕が増える」ことが期待されています。

健康の保持増進

さらなる健康の保持増進を推進し、健康寿命の延伸を図る必要があります。

解決に向けた方針

災害対策に関して、マイナンバーカードを含めたデジタルの積極的な活用を検討します。

子育て世帯へのデジタルサービスを充実させることで、時間不足を解消し、安心して子育てできる環境を整備します。

引き続き、デジタル版の健幸マイレージを活用しながら、登録者数を増やします。

4-1 施策の柱ごとの課題

施策の柱2
地域・産業を元気に！

課題

自治会DXの推進

人口減少及び高齢化が進むことにより、自治会の担い手が不足し、運営が困難になっています。

事業者へのDX支援、戦略的な観光の振興

産業ポータルサイトや観光サイト(旅する大井川)の活用が十分とはいえず、情報発信の効果が限定的であることが課題となっています。

官民データの活用促進

オープンデータの公開件数は着実に増え、標準オープンデータセットの整備件数についても、計画どおりに増加させてきましたが、事業者や市民の利用につながっているかが不明です。

次の世代につながる農業の推進

農業従事者の担い手不足への対応や生産性の向上が課題です。

解決に向けた方針

デジタルツールの導入により、自治会の負担軽減を目指します。

デジタルマーケティングの手法を取り入れ、効果的な情報発信と利用者目線に基づいた運用を進めます。

認知率向上を図るとともに、データの整備を継続して進めることにより、利用者の利便性を向上します。

スマート農業の普及を進めることにより、担い手不足の解消を検討します。

4-1 施策の柱ごとの課題

施策の柱3

行政経営をスマートに！

課題

システムの標準化の推進

システム標準化については、令和7年度時点でほとんどの基幹業務システムにおいて完了していますが、特定移行支援システムの対応が残されています。

行政事務のDX推進

人口減少や地方公務員数の減少により、限られた財源や人材を有効に活用しつつ、行政サービスを持続的に提供していくことが求められています。

デジタル人材の育成

職員へのヒアリングにおいては、DXを推進する上での課題や不安として、「ITスキルの不足」や「DXに関する知識不足」を挙げる声が多く聞かれました。

解決に向けた方針

関係部局と連携し、期限となる令和12年度までに標準化を遂行します。

BPRによる最適化を図り、行政事務のDXを推進します。RPAやAI-OCRの活用を促進するとともに、AIの利活用を継続します。

体系的かつ段階的な研修を実施し、職員のデジタルリテラシーを向上させることにより、デジタル人材を育成します。

4-1 施策の柱ごとの課題

共通施策

課題

デジタルリテラシーの向上・デジタルデバイドの解消

安心してスマートフォンを利用できるよう、不安を抱える人への支援が必要になります。

情報セキュリティ

デジタル化の進展により、市民は個人情報などの情報漏えいのリスクを恐れています。

解決に向けた方針

不安を抱える人への支援を継続し、デジタルデバイドを解消していきます。

情報セキュリティ対策の徹底などを図り、安全・安心なプラットフォームを提供します。

第5章

推進計画

5-1 島田市が目指す将来像

島田市が目指す将来像は、
「誰もがデジタル技術を活用し、
安心して快適に暮らせる持続可能な社会」

持続可能なまちづくり、人口減少や少子超高齢社会への課題克服、自然災害等の社会的課題への対応、また世の中のデジタル化の進展や国のビジョンを考慮し、市民一人ひとりがデジタル技術を活用して安心して快適に暮らすことができる持続可能な社会を目指す将来像とします。

これにより、第3次島田市総合計画に掲げる「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に繋がります。



5-2 施策の柱ごとの小柱、方向性、目指す姿

施策の柱1 市民サービスを便利に！

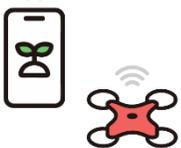
市民生活では、デジタル技術が日常に浸透し、暮らしに欠かせないものとなっています。市民サービスは、行政サービスのオンライン化を推進し、時間や場所に縛られることなく手続きができる環境を整備します。また、防災や子育て分野等でもデジタル技術を活用し、より安心で充実したサービスの提供を図り、市民生活の利便性を向上します。

小柱	方向性	目指す姿
1 行政サービスのオンライン化の推進 	市民等が、「いつでも」「どこでも」「簡単」に行政サービス（申請・相談等）が受けられよう、デジタル三原則「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を推進し、行政サービスのオンライン化の推進を図ります。	行かない、書かない 市役所の実現
2 適切な情報発信 	市民が必要な情報を必要な時に取得できるよう、適切なツールを活用して情報を発信します。	適切な情報 取得の実現
3 災害等から生命とくらしを守る体制の整備 	災害時における情報伝達や避難所運営、被災者支援などの各段階でデジタル技術を活用し、迅速かつ的確な対応ができる体制を整備します。	災害等から生命とくらしを守る体制の 実現
4 安心した子育てや健康の保持増進ができる環境の整備 	妊娠期から出産、子育てと切れ目ない支援に努め、子育て世帯の負担軽減に努めます。また、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの取り組みができる環境整備に努めます。	ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現

5-2 施策の柱ごとの小柱、方向性、目指す姿

施策の柱2 地域・産業を元気に！

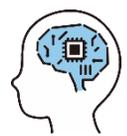
地域や産業の分野において、DXの必要性を理解してもらいます。データの活用やデジタル技術の導入を進め、デジタル化を支援します。

小柱	方向性	目指す姿
1 自治会DXの推進 	自治会DXの推進を支援し、役員の負担軽減を図ります。	持続可能な地域社会
2 事業者へのDX支援 	地域企業や事業者に対して、効果的な情報発信を行うとともに、新しい働き方やビジネスモデルへの対応を支援します。また、オープンデータカタログサイトや公開型GISによりデータを公開し、官民におけるデータの活用を推進します。	ニューノーマル社会の実現
3 次の世代につながる農業の推進 	農業における担い手不足をはじめとする課題解決のため、スマート農業の導入を促進し、省力化や戦略的な生産を目指す農業者を支援し、農業経営の安定化や後継者の確保に努めます。	持続可能な農業の実現
4 戦略的な観光の振興 	デジタルマーケティングの手法により、文化資源等を生かした観光の推進を効果的、効率的に進め、「観光で稼ぐ地域」の実現を図ります。	観光で稼ぐ地域の実現

5-2 施策の柱ごとの小柱、方向性、目指す姿

施策の柱3 行政経営をスマートに！

少子高齢化が進む中、限られた財源や職員を有効活用し、効率的かつ効果的な行政事務を行うため、内部業務のデジタル化を推進するとともに、デジタル人材の育成を進めます。

小柱	方向性	目指す姿
<p>1 システム標準化の推進</p> 	<p>限られた財源や人材を有効活用し行政サービスを維持するため、国の動向を踏まえ、システム標準化を推進します。</p>	<p>管理コスト削減、大規模災害対策</p>
<p>2 行政事務のDX推進</p> 	<p>限られた財源や人材を有効に活用しつつ、行政サービスを持続的に提供していくため、行政事務のDXを推進します。また、AI活用の検討及びBPR等により、業務の効率化を図ります。</p>	<p>業務効率化の実現</p>
<p>3 デジタル人材の育成</p> 	<p>デジタル人材育成計画に基づく研修を実施するとともに、デジタルマーケティングの推進も継続して行います。</p>	<p>職員のデジタル対応力の向上</p>

5-2 施策の柱ごとの小柱、方向性、目指す姿

共通施策

小柱	方向性	目指す姿
<p>1 デジタルリテラシーの向上</p> 	<p>市民、事業者、行政職員それぞれがデジタル技術を活用できるよう、講座や研修等を通じてリテラシーの向上に取り組みます。</p>	<p>誰もがデジタルの恩恵を受けられる環境の実現</p>
<p>2 デジタルデバイドの解消</p> 	<p>年齢、障害の有無、地域等にとらわれず、あらゆる人がデジタルの恩恵を受けられるよう、環境整備を図ります。</p>	<p>誰もがデジタルの恩恵を受けられる環境の実現</p>
<p>3 セキュリティ及び個人情報保護</p> 	<p>市民等が安心して行政サービス等を受けられるようにするため、個人情報保護のセキュリティ強化を図ります。</p>	<p>安全・安心なデジタル社会の実現</p>

參考資料

用語集

用語	用語の略・解説
オープンデータ	<p>国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ② 機械判読に適したもの ③ 無償で利用できるもの
キャッシュレス決済	<p>お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。クレジットカード、電子マネー、デビットカード、スマートフォンやインターネットを使った支払いなどがこれにあたる。なお、キャッシュ(cash)とは、「現金」を意味する。接尾辞のレス(less)は「ない」を意味する。現金ではなく、主に、デジタル化されたデータでお金のやり取りを行う。</p>
公開型GIS	<p>公開型GIS（地理情報システム）とは、地図や地域のデータをインターネット上で公開し、誰でも自由に利用できるシステムのこと。このシステムを使うことで、特定の場所について、複数の情報を地図上に重ねて確認できる。例えば、ハザードマップと学校や自宅の場所を重ねて表示することで状況に応じた避難経路の確認が可能となる。</p>
システム標準化	<p>住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システム（地方公共団体が、住民記録、税及び障害者福祉等の20業務で使用しているシステム）に係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。</p>
自治体標準オープンデータセット	<p>オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。</p>

用語	用語の略・解説
自治体フロントヤード	住民と行政との接点
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
生成AI	画像、文章、音声、プログラムコード、構造化データなどさまざまなコンテンツを生成することのできる人工知能のこと。大量のデータを学習した学習モデルが人間が作成するような絵や文章を生成することができる。画像を生成するGAN(敵対的生成ネットワーク)や、文章を生成する文章生成モデルなどがある。
地方創生2.0	単なる地域活性化策ではなく、我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営み。 令和7年6月に、今後10年間を見据えた地方創生2.0の方向性を提示する「地方創生2.0基本構想」が閣議決定された。
デジタルシフト	デジタル化が進むグローバル社会においてあらゆる企業活動(経営、マーケティング、人材採用・教育、生産活動、財務活動など。およびビジネスモデルそのもの)において本質的なデジタル対応をすること。
デジタルデバイド	インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間にもたらされる格差のこと。

用語	用語の略・解説
デジタルマーケティング	デジタル技術やデータを活用し、顧客との関係を築き、売上や利益の創出を図るマーケティング活動のこと。
デジタルリテラシー	インターネットを中心にデジタル情報や通信について、さらにはそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のことを指す。
デジタル三原則	行政手続における以下の3つを指す ① デジタルファースト…個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること ② ワンスオンリー…一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること ③ コネクテッド・ワンストップ…民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること
ニューノーマル	直訳すると「新しい常態」という意味。社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着することを指す。
マイナンバーカード	住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、カードのおもて面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、本人確認のための身分証明書として利用可能で、カードの裏面にはマイナンバーが記載されているため、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。
AI	Artificial Intelligenceの略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

用語	用語の略・解説
AI-OCR	AI-Optical Character Recognitionの略で、AI（人工知能）技術を活用して、画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。
BPR	Business Process Re-engineeringの略で、業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。
DX（デジタル・トランスフォーメーション）	2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念で、「デジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」というもの。経済産業省では「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義している。
EBPM	Evidence-based Policy Makingの略で、統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。
eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
e-Tax	「国税電子申告・納税システム」。所得税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、届出や申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるもの。

用語	用語の略・解説
eL-QR	地方税統一QRコードのこと。納付書に付されたeL-QRを読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営するeLTAX(エルタックス)内の特設サイト(「地方税お支払サイト」)や、スマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、eL-QR対応金融機関であれば全国どの金融機関窓口でも地方税の納付が可能となる。
RPA	Robotic Process Automationの略で、人間がコンピューター上で行っている定型作業を、ロボットで自動化すること。
UI	User Interfaceの略。ユーザーとコンピュータとのあいだで情報をやりとりするさまざまな機器や入力装置を指す。マウスやキーボード、マイクやスピーカーなどの音声入力装置、ディスプレイなどの画面表示装置の他、webページのデザインやフォントなどもUIに含まれる。
UX	User Experienceの略。ユーザーが製品やサービスで得られる体験を表す言葉。

第2次島田市DX推進計画

令和8年3月発行

編集・発行 島田市 市長戦略部 DX推進課

 〒427-8501 島田市中央町1番の1

 0547-36-7969  0547-37-8200

 dx-suishin@city.shimada.lg.jp

第2次島田市DX推進計画

附属資料 アクションプラン

令和8年3月

目次

第1章 アクションプラン策定にあたって	1
1-1 アクションプランとは	2
1-2 成果指標	3
第2章 アクションプラン	4
2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に!	
① 行政サービスのオンライン化の推進	5
② 適切な情報発信	8
③ 災害から生命とくらしを守る体制の整備	9
④ 安心した子育てや健康の保持増進ができる環境の整備	10
2-2 施策の柱2 地域・産業を元気に!	
① 自治会DXの推進	12
② 事業者へのDX支援	13
③ 次の世代につながる農業の推進	15
④ 戦略的な観光の振興	16

2-3 施策の柱3 行政経営をスマートに!

① システム標準化の推進	17
② 行政事務のDX推進	18
③ デジタル人材の育成	20

2-4 共通施策

① デジタルリテラシーの向上②デジタルデバイドの解消	21
③ セキュリティ及び個人情報保護	22

第1章

アクションプラン策定にあたって

1 -1 アクションプランとは

アクションプランとは、第2次島田市DX推進計画（以下、計画という）において、目指す将来像「誰もがデジタル技術を活用し、安心して快適に暮らせる持続可能な社会」を実現するための3つの施策の柱に基づく、具体的な施策を取りまとめたものです。

それぞれの取組施策の着実な実施を目指し、具体的な事業内容、実施スケジュール、目標、成果指標（KPI指標）などを示しています。

計画期間中（令和8年度から令和11年度まで）は、本アクションプランに基づき、進捗状況の確認及び評価を行います。

なお、デジタル技術の進展やそれに伴う社会情勢の変化に柔軟に対応するため、アクションプランは必要に応じて見直しを行います。

1-2 成果指標

アクションプランで示す具体的な施策については、進捗状況の確認や評価を適切に行うために成果指標を設定します。

成果指標は、小柱ごとに設定される「目指す姿」と、アクションプランごとに設定される実施評価指標 (KPI: Key Performance Indicator) から構成されます。

「目指す姿」は、小柱における目指すべき成果の姿を示し、実施評価指標 (KPI) は、「目指す姿」の達成に向けて到達すべき中間的な目標を示すもので、計画期間の途中段階における施策の達成度を測る指標となります。

アクションプランにおいては、実施評価指標 (KPI) を設定し、その達成度合いを評価することで進捗状況を確認し、成果指標については、デジタル化に関連する社会情勢やデジタル技術の進歩などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを実施します。

第2章

アクションプラン

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱① 行政サービスのオンライン化の推進（1）

取組の方向性

市民等が、「いつでも」「どこでも」「簡単」に行政サービス（申請・相談等）が受けられよう、デジタル三原則「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」を推進し、行政サービスのデジタル化を図ります。

目指す姿：行かない、書かない市役所の実現

取組内容（個別事業）

- **電子申請システム運用業務**
電子システムを活用し、行政手続き（申請・申し込み等）のオンライン化をさらに推進するとともに、市民等への周知・啓発に努めます。
- **キャッシュレス決済導入事業**
需要がある指定管理施設において、順次キャッシュレス決済を導入します。
- **キャッシュレス決済推進事業**
庁内の窓口における支払いについて、キャッシュレス決済を推進します。
- **公共料金のデジタル収納推進事業**
eL-QRを活用し、スマートフォン決済など、多様な納付手段を可能とします。

- **公共施設等案内・予約システム運用事業**
市民等への周知及び予約対象施設の追加を行うなど、安定した運用を目指します。
- **書かない窓口導入事業**
来庁時における窓口での申請手続きについて、デジタル技術を活用し、書かなくても申請できるよう取り組みを進めます。
- **オンライン会議の推進**
市民に参加を依頼する会議について、時間や場所にとらわれず参加できる環境を整えるため、原則、オンライン開催の機会を設け、持続可能な事業実施を目指します。
- **マイナンバーカード交付事業**
保有率100%に向け、引き続きマイナンバーカードの取得促進に努めます。また、マイナンバーカードを本人確認等に積極的に活用します。
- **証明書のコンビニ交付事業**
マイナンバーカードの普及に併せ、証明書のコンビニ交付の周知を図り、利用の拡大を図ります。
- **マイナンバーカードの利活用促進**
費用対効果があるものについて導入検討を行います。

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱① 行政サービスのオンライン化の推進（2）

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
電子申請システム運用業務	オンライン申請率 14.7%	オンライン申請率 19.0%	オンライン申請率 21.0%	オンライン申請率 23.0%	オンライン申請率 25.0%
キャッシュレス決済導入事業 （一部の指定管理施設）	未検討	検討：プラザおおり・ 金谷生きがいセンター	検討：地域交流センター・ チャリム21	検討：田代の郷	検討：こども館
	未導入	導入：山の家・ 中央公園他6施設	導入：プラザおおり・ 金谷生きがいセンター	導入：地域交流センター・ チャリム21	導入：田代の郷
キャッシュレス決済推進事業	窓口申請のうちキャッシュ レス決済率 14.6%	窓口申請のうちキャッシュ レス決済率 18.6%	窓口申請のうちキャッシュ レス決済率 22.6%	窓口申請のうちキャッシュ レス決済率 26.6%	窓口申請のうちキャッシュ レス決済率 30.6%
公共料金のデジタル収納推進事業	未導入	システム導入	運用	運用	運用
公共施設等案内・予約システム運用事業	システムによる予約率 60.53%	システムによる予約率 64.0%	システムによる予約率 66.0%	システムによる予約率 68.0%	システムによる予約率 70.0%
書かない窓口導入	未導入	既存業務の見直し システム選定	継続的なBPR	導入	運用
オンライン会議の推進	オンライン会議の機会 を設けた割合 0%	オンライン会議の機会を設けた 割合 20%	オンライン会議の機会を設けた 割合 30%	オンライン会議の機会を設けた 割合 40%	オンライン会議の機会を設けた 割合 50%

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱① 行政サービスのオンライン化の推進（3）

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
マイナンバーカード交付事業	マイナンバーカード 保有率 83.5%	マイナンバーカード 保有率 87%	マイナンバーカード 保有率 88%	マイナンバーカード 保有率 89%	マイナンバーカード 保有率 90%
証明書のコンビニ交付事業	コンビニ交付率 37.86%	コンビニ交付率 42%	コンビニ交付率 44%	コンビニ交付率 46%	コンビニ交付率 48%
マイナンバーカードの利活用推進	—	避難所チェックインシステムの目標値を設定予定。他は随時検討			

新規

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱② 適切な情報発信

取組の方向性

必要とする情報を、必要な時に、適切なツールを利用して情報発信することで、市民にとっての適切な情報取得につなげます。

目指す姿：適切な情報取得の実現

取組内容（個別事業）

- 市LINE公式アカウントを活用した情報発信
登録者数のうち、必要な情報を受け取るための受信設定をしている人の割合を増加させ、さらに利用者が欲しい情報をタイムリーに取得できるよう努めます。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
市LINE公式アカウント活用	市LINE公式アカウントの登録者数のうち、受信設定を行っている人の割合 49.86%	受信設定 53%	受信設定 55%	受信設定 58%	受信設定 60%

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱③ 災害から生命とくらしを守る体制の整備

取組の方向性

災害時における情報伝達や避難所運営、被災者支援などの各段階でデジタル技術を活用し、迅速かつ的確な対応ができる体制を整備します。

目指す姿：災害等から生命とくらしを守る体制の実現

取組内容（個別事業）

- デジタル同報無線の導入**
 デジタル式の同報系防災行政無線への更新を行い、高性能スピーカの活用、市公式LINEや防災アプリ等の他システムと連携を行うことで、多様な手段で迅速な情報伝達体制の構築を行います。

- 防災アプリの導入**
 同報無線放送内容等の災害に関する情報をプッシュ型で市民に通知することで風水害等の同報無線放送が聞き取りづらい環境においても確実に市民に情報を伝達する手段を確立します。
- 被災者生活再建支援システムの導入**
 平時における要支援者へのタイムリーな支援や災害が発生した際の迅速な被災者生活の再建を図るため導入します。
- 避難所のデジタルチェックインシステムの導入**
 災害時に混乱する避難所において、入所事務をマイナンバーカードを用いてオンライン化することによって運営の効率化を図ります。

	取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
新規	デジタル同報無線の導入	未導入	屋外子局の更新割合 20%	屋外子局の更新割合 50%	屋外子局の更新割合 100%	屋外子局の更新割合 100%
新規	防災アプリの導入	未導入	導入	アプリダウンロード数 5,000	アプリダウンロード数 10,000	アプリダウンロード数 15,000
新規	被災者生活再建支援システムの導入	未導入	導入の検討	導入・要支援者における個別支援計画のシステムへの登録割合 100%	要支援者における個別支援計画のシステムへの登録割合 100%	要支援者における個別支援計画のシステムへの登録割合 100%
新規	避難所のデジタルチェックインシステムの導入	未導入	導入の検討	導入・避難所におけるマイナンバーカード読取機の配備数 39	避難所におけるマイナンバーカード読取機の配備数 39	避難所におけるマイナンバーカード読取機の配備数 39

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱④ 安心した子育てや健康の保持増進ができる環境の整備（1）

取組の方向性

妊娠期から出産、子育てと切れ目ない支援に努め、子育て世帯の負担軽減に努めます。また、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの取り組みができる環境整備に努めます。

目指す姿：ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現

取組内容（個別事業）

- **子育て支援プラットフォーム事業「しまいく+**
多くのユーザーに利用してもらうため、さらなる利便性向上を図り、安定的な運用を目指します。
- **子育て応援サイトしまいく**
子育てに関するあらゆるお役立ち情報やホットな話題を発信します。
- **保育業務施設管理プラットフォームの導入**
国が推奨する保育施設業務管理プラットフォームの導入により、保育所等の施設型給付費請求事務及び監査事務の利便性向上を図ります。
- **家庭児童相談業務支援ツールの導入**
業務の作業効率の向上や家庭児童相談における支援強化等を図るため、支援ツールの導入をします。

- **健幸マイレージのデジタル推進**
デジタル技術を活用し、更なる健幸マイレージの充実と普及により、市民一人ひとりが自らの健康状態に関心を持つとともに、健康づくりのきっかけとします。
- **健康保持や食育推進に係るオンライン講座、オンライン相談の実施**
島田市健康増進計画及び食育推進計画に基づき、オンライン講座やオンライン相談などを活用し、食育の推進、栄養・食生活改善の取組及び生活習慣の改善を促進します。
- **高齢者向けeスポーツの推進**
新しいスポーツ形態である「eスポーツ」を活用し、地域の通いの場の活性化やコミュニティの向上を図ることで、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進します。

2-1 施策の柱1 市民サービスを便利に！

小柱④ 安心した子育てや健康の保持増進ができる環境の整備（2）

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
子育て支援プラットフォーム事業「しまいく+」	しまいく+全体の登録割合 83.2%	しまいく+全体の登録割合 85.0%	しまいく+全体の登録割合 87.0%	しまいく+全体の登録割合 89.0%	しまいく+全体の登録割合 90.0%
子育て応援サイト しまいく	WE Bサイトしまいく年間閲覧数430,330	WE Bサイトしまいく年間閲覧数 415,000	WE Bサイトしまいく年間閲覧数 420,000	WE Bサイトしまいく年間閲覧数 425,000	WE Bサイトしまいく年間閲覧数 430,000
新規 保育業務施設管理プラットフォームの導入	未導入	システムベンダーとの検証	システムベンダーとの検証	保育業務施設管理プラットフォームの導入	運用
新規 家庭児童相談業務支援ツールの導入	未導入	検討	システム導入	運用	運用
健幸マイレージのデジタル推進	応募者数1,266人	応募者数 1,382人	応募者数 1,500人	応募者数 1,550人	応募者数 1,600人
健康保持や食育推進に係るオンライン講座、オンライン相談の実施	オンライン講座 3件 オンライン相談 6件	オンライン講座 3件 オンライン相談 10件	オンライン講座 3件 オンライン相談 15件	オンライン講座 3件 オンライン相談 20件	オンライン講座 3件 オンライン相談 25件
高齢者向けeスポーツの推進	eスポーツを活用した地域の通いの場の数 5か所	eスポーツを活用した地域の通いの場の数 7か所	eスポーツを活用した地域の通いの場の数 8か所	eスポーツを活用した地域の通いの場の数 9か所	eスポーツを活用した地域の通いの場の数 10か所

2-2 施策の柱2 地域・産業を元気に！

小柱① 自治会DXの推進

取組の方向性

自治会DXの推進を支援し、役員の負担軽減を図ります。

目指す姿：持続可能な地域社会

取組内容（個別事業）

- 自治会DXのフォローアップ
自治会の担い手不足や役員の負担軽減を図るため、ICT機器導入への補助制度や、デジタルツール導入へのサポートを実施するとともに、個別の自治会に対するフォローを行います。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
自治会DXのフォローアップ	自治会の運営及び活動において、デジタルツールを活用している自治会の割合 22.1%	自治会の運営及び活動において、デジタルツールを活用している自治会の割合 33.8%	自治会の運営及び活動において、デジタルツールを活用している自治会の割合 39.7%	自治会の運営及び活動において、デジタルツールを活用している自治会の割合 45.6%	自治会の運営及び活動において、デジタルツールを活用している自治会の割合 51.5%

2-2 施策の柱2 地域・産業を元気に！

小柱② 事業者へのDX支援（1）

取組の方向性

地域企業や事業者に対して、効果的な情報発信を行うとともに、新しい働き方やビジネスモデルへの対応を支援します。また、市民等へのサービス向上を図るため、オープンデータカタログサイトや公開型GISによりデータを公開し、官民におけるデータの活用を推進します。

目指す姿：ニューノーマル社会の実現

取組内容（個別事業）

- **産業ポータルサイト**
地域産業の活性化とDX推進のため、市内企業の認知度向上と販路拡大に繋がる情報をより多く発信できるよう、産業ポータルサイトへの登録企業を増やします。
- **サテライトオフィス等進出事業**
多様な働き方ができる環境を整備するため、サテライトオフィスやシェアオフィスの開設等を行う企業に対し、補助金により支援します。
- **オープンデータの量の充実**
国が推奨している自治体標準オープンデータセットに準拠したデータの公開とさらなるオープンデータの充実に取り組みます。
- **オープンデータの質の向上**
利用しやすいオープンデータを提供し、地域や産業での活用を促進します。
- **地理情報システム(GIS)の運用**
市が保有する地図空間情報は各所属ごと所有しており、これらを効率的に管理、運用し、市民等が自宅から様々な地図空間情報が得られるよう利便性の向上を図ります。
- **都市基盤デジタルマップ整備事業**
基盤地図及び都市計画図をデジタル化することで、より詳細な当市情報を活用できる体制を整え、利用者の利便性向上を図ります。

2-2 施策の柱2 地域・産業を元気に！

小柱② 事業者へのDX支援（2）

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
産業ポータルサイト	産業ポータルサイト 登録事業者数 128	産業ポータルサイト 登録事業者数 150	産業ポータルサイト 登録事業者数 160	産業ポータルサイト 登録事業者数 170	産業ポータルサイト 登録事業者数 190
サテライトオフィス等進出事業	誘致件数 0件	誘致件数 1件	誘致件数 1件	誘致件数 1件	誘致件数 1件
オープンデータの量の充実	自治体標準オープンデータ セット 8項目登録	自治体標準オープンデータセット 15項目登録	自治体標準オープンデータセット 19項目登録	自治体標準オープンデータセット 22項目登録	自治体標準オープンデータセット 26項目登録
新規 オープンデータの質の向上	登録されているオープン データの最適化割合 0%	登録されているオープンデータ の最適化割合 25%	登録されているオープンデータ の最適化割合 50%	登録されているオープンデータ の最適化割合 75%	登録されているオープンデータ の最適化割合 100%
地理情報システム（GIS）の運用	地理情報システム月平均 アクセス者数 1,818人	月平均アクセス者数 1,820人	月平均アクセス者数 1,830人	月平均アクセス者数 1,840人	月平均アクセス者数 1,850人
都市基盤デジタルマップ整備事業	未導入	情報収集・導入検討・ 方針決定	DMデータ整備	運用・利用促進	運用・利用促進

2-2 施策の柱2 地域・産業を元気に！

小柱③ 次の世代につながる農業の推進

取組の方向性

農業における担い手不足をはじめとする課題解決のため、スマート農業の導入を促進し、省力化や戦略的な生産を目指す農業者を支援し、農業経営の安定化や後継者の確保に努めます。

目指す姿：持続可能な農業の実現

取組内容（個別事業）

- がんばる認定農業者支援事業**
 担い手のスマート農業に係る機器の購入を支援することにより、農業経営の安定を図り、後継者の確保に努めます。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
がんばる認定農業者支援事業	事業を活用してスマート農業に該当する農業機器等を導入した農業者数 1事業者(※) ※R4～R6の平均値	事業を活用してスマート農業に該当する農業機器等を導入した農業者数 2事業者	事業を活用してスマート農業に該当する農業機器等を導入した農業者数 2事業者	事業を活用してスマート農業に該当する農業機器等を導入した農業者数 2事業者	事業を活用してスマート農業に該当する農業機器等を導入した農業者数 2事業者

2-2 施策の柱2 地域・産業を元気に！

小柱④ 戦略的な観光の振興

取組の方向性

デジタルマーケティングにより、地域資源を活用した観光消費の拡大による地域経済の活性化を効果的、効率的に進め、「観光で稼ぐ」地域の深化を図ります。

目指す姿：「観光で稼ぐ」地域の深化

取組内容（個別事業）

- 観光情報サイトを活用した情報発信事業**
 観光情報サイト「旅する大井川」において、タイムリーかつここでしか見ることのできない情報発信を継続することで、閲覧ビュー数の増加を図ります。また、アクセス情報の分析結果に基づき、効果的なデジタルマーケティングを展開していきます。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
観光情報サイトを活用した情報発信事業	旅する大井川の閲覧ビュー数 239,467	旅する大井川の閲覧ビュー数 250,000	旅する大井川の閲覧ビュー数 275,000	旅する大井川の閲覧ビュー数 300,000	旅する大井川の閲覧ビュー数 325,000

2-3 施策の柱3 行政経営をスマートに！

小柱① システム標準化の推進

取組の方向性

限られた財源や人材を有効活用し行政サービスを維持するため、国の動向を踏まえ、システム標準化を推進します。

目指す姿：管理コスト削減、大規模災害対策

取組内容（個別事業）

- システム標準化**
 自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、人的・財政的負担が生じています。中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして国が定める統一的な基準に適合した情報システムへ移行します。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
システム標準化	標準化対象20業務移行率 0%	標準化対象20業務移行率 85%	標準化対象20業務移行率 85%	標準化対象20業務移行率 100%	標準化対象20業務移行率 100%

2-3 施策の柱3 行政経営をスマートに！

小柱② 行政事務のDX推進（1）

取組の方向性

限られた財源や人材を有効に活用しつつ、行政サービスを持続的に提供していくため、行政事務のDXを推進します。また、AI活用の検討及びBPR等により、業務の効率化を図ります。

目指す姿：行政手続の迅速化・効率化の実現

取組内容（個別事業）

- **RPA・AI-OCR活用促進**
定型業務へのRPAやAI-OCRの導入を継続します。
- **固定資産台帳システムの導入**
固定資産台帳をシステム化して、業務の効率化を図ります。
- **医療用会議録作成の業務効率化ツール導入**
生成AIなどを利用したツールを活用して会議録作成を効率化し、業務の省力化と迅速化を進め、将来的な電子カルテの記録業務の省力化や迅速化をめざします。
- **電子契約の対象拡大**
契約業務に係る経費削減及び効率化を図るため、電子契約の対象を広げていきます。

2-3 施策の柱3 行政経営をスマートに！

小柱② 行政事務のDX推進（2）

	取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
	RPA・AI-OCR活用促進	新規活用業務数 8件	新規活用業務数 8件	新規活用業務数 8件	新規活用業務数 8件	新規活用業務数 8件
新規	固定資産台帳システムの導入	未導入	導入の有無、方向性について 検討	未定	未定	未定
新規	医療用会議録作成の 業務効率化ツール導入	未導入	ツールの検討・会議録作成に 掛る時間数の確認	ツールの検討・導入時に予想 される削減額の算定	ツール導入最終判断・予算請 求	導入・運用開始
新規	電子契約の対象拡大	—	電子契約の対象 建設工事・建設工事関連業務委託（全 て）、物品購入・変更契約（一部）	電子契約の対象 物品購入（全て）、印刷・修繕・その 他の業務委託・賃貸借（一部）	法令で電子化が認められてい ない契約を除く全ての契約	—

2-3 施策の柱3 行政経営をスマートに！

小柱③ デジタル人材の育成

取組の方向性

デジタル人材育成計画に基づく研修を実施するとともに、デジタルマーケティングの推進も継続して行います。

目指す姿：職員のデジタル対応力の向上

取組内容（個別事業）

- デジタル人材の育成**
 デジタル人材育成計画に基づき、段階的な研修や学習機会を設けることで、庁内全体のデジタルリテラシー向上を図ります。
 また、DX推進リーダーを中心に、生成AIをはじめとするデジタルツールの活用を促進するとともに、セキュリティ対策やデジタルマーケティングなどのデジタル分野における専門知識を習得し、一定以上のスキルを有するデジタル人材の育成を進めます。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
デジタル人材の育成	特定スキルを取得した デジタル人材の累計 0人	特定スキルを取得した デジタル人材の累計 20人	特定スキルを取得した デジタル人材の累計 30人	特定スキルを取得した デジタル人材の累計 40人	特定スキルを取得した デジタル人材の累計 50人

新規

2-4 共通施策

小柱① デジタルリテラシーの向上

小柱② デジタルデバイドの解消

取組の方向性

市民、事業者、行政職員それぞれがデジタル技術を活用できるよう講座や研修等により、リテラシーの向上に努めます。

年齢、障害の有無、地域等にとらわれず、あらゆる人がデジタルの恩恵を受けられるよう環境整備を図ります。

目指す姿：誰もがデジタルの恩恵を受けられる環境の実現

取組内容（個別事業）

- デジタル活用支援員派遣事業**
 高齢者等を対象としたスマートフォン講座を開催するため、デジタル活用支援員を派遣します。また、デジタル活用支援養成講座を行い、デジタルデバイス対策に取り組みます。
- GIGAスクール学習用クラウドアプリ更新**
 ICT機器を活用した学習を推進するため、児童生徒が共通して利用できる協働学習及び家庭学習用アプリを更新します。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
デジタル活用支援員派遣事業	受講者の今後の活用度の意向が「普通」以上の割合 100%				
GIGAスクール学習用クラウドアプリ更新	授業がよくわかる児童生徒の割合 87.9%	授業がよくわかる児童生徒の割合 90%以上			

2-4 共通施策

小柱③ セキュリティ及び個人情報保護

取組の方向性

市民等が安心して行政サービス等を受けられるようにするため、個人情報保護のセキュリティ強化を図ります。

目指す姿：安全・安心なデジタル社会の実現

取組内容（個別事業）

- 情報セキュリティポリシー改定**
 令和7年度に改定を行った情報セキュリティポリシーについて、今後も国の動向を見ながら改定を行い、適切な情報セキュリティの確保に努めます。
- 自治体情報セキュリティクラウド更新**
 令和5年度に更新したセキュリティクラウドを經由してインターネットを安全に利用することで、情報セキュリティの確保に努めます。
- 個人情報保護の推進**
 個人情報の保護に関する法律に関する国のガイドライン等の内容を踏まえたうえで、デジタル化に対応した適切な個人情報保護とするため、島田市個人情報保護審議会とも連携して進めます。

取組内容（個別事業）	基準値(R6)	R 8	R 9	R 10	R 11
情報セキュリティポリシー改定	R 7.4 改定	必要が生じた場合には、速やかに改定を検討			
自治体情報セキュリティクラウド更新	システム等による個人情報及び行政情報事故件数 0	システム等の不備による個人情報及び行政情報事故件数 0件			
個人情報保護の推進	システム等による個人情報及び行政情報事故件数 0	システム等の不備による個人情報及び行政情報事故件数 0件			

静岡市火災予防条例の改正について

(危機管理部 危機管理課)

1 背景及び概要

総務省消防庁では、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受け、林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災予防の意識を醸成するとともに、こうした行為への対策を講じることになりました。

今回の条例改正では、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の発令について、改正をしています。

2 発令対象区域

静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の区域内で森林法第5条に基づく地域民有林及び同法第7条の2に基づく国有林の区域となります。

3 林野火災注意報の発令指標

以下の①②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、「乾燥注意報」が発表されたとき

4 林野火災警報の発令指標

林野火災注意報の発令指標に加え、「強風注意報が」発表されたとき

5 観測地点

静岡地方気象台雨量観測地点5地点

島田市(高根山)、牧之原市・吉田町(富士山静岡空港)、川根本町(川根本町田代)
静岡市南部(静岡気象台)、静岡市北部(井川)

6 発令対象期間

1月から5月まで

7 発令中における火の使用の制限

「林野火災警報発令中」は、住民に対して山林等において火入れをしないことや煙火を消費しないことなど、静岡市火災予防条例第38条に定められた、火の使用について制限することになります。(林野火災注意報の発令中は努力義務)

○静岡市火災予防条例第 38 条【火災に関する警報の発令中における火の使用の制限】

ア 山林、原野等において火入れをしないこと

イ 煙火を消費しないこと

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと

カ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること

8 施行日

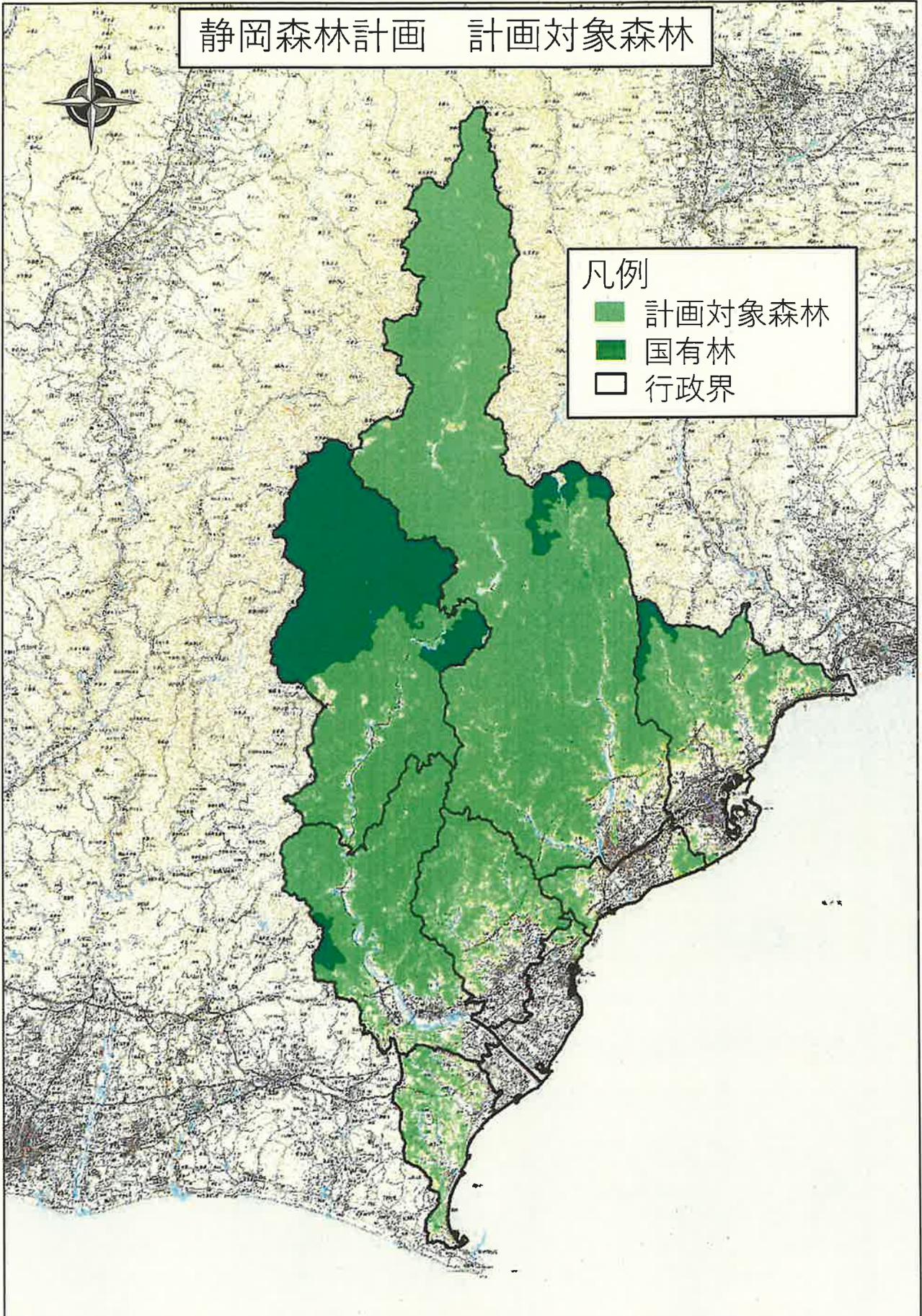
令和 8 年 3 月 1 日

静岡森林計画 計画対象森林



凡例

- 計画対象森林
- 国有林
- 行政界



第2次島田市消費者教育推進計画(案)

令和8年度～令和15年度

令和 年 月

島田市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1	島田市における消費生活相談の状況	4
(1)	消費生活相談件数の推移	4
(2)	消費生活相談の特徴	5
2	消費者教育に関する市民の意識	6
3	第1次計画の取組の課題	9
(1)	成果指標の達成度	9
(2)	重点目標ごとの取組と課題	9

第3章 基本理念と目指す姿

1	基本理念	11
2	重点目標	11
3	取組の内容	12
4	推進計画の成果指標	15

《参考資料》

◆	消費者教育の推進に関する法律	16
---	----------------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に令和3年度から令和7年度までの5年を計画期間とした「島田市消費者教育推進計画」を策定し、毎年「島田市消費者教育推進計画連絡会」において成果指標の進捗状況の確認及び評価を行いながら、「自ら学び、考え、行動する消費者の育成」の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

近年、情報技術の発展や国際化の進行が加速し、消費生活と経済社会との関わりが複雑化しています。

さらに、高齢化の急速な進行や成年年齢の引き下げ、ライフスタイルの多様化に伴う家族や地域とのつながりの希薄化など、社会情勢の変化は、多くの消費者トラブルの背景となり、消費者教育はより一層重要性を増しています。

このような中、国では第5期となる「消費者基本計画」（2025（令和7）年3月閣議決定）に基づき、消費者が信頼できる公正な取引環境の確保や消費者力の実践、誰一人取り残されることのない社会の構築を目指すとともに、SDGs達成のために消費者政策においても取組を進めているところです。

また、県においては、令和7年度から令和10年度までの4年を計画期間とする「第2次静岡県消費者基本計画」を策定しています。

本市においては、国・県の方針及びSDGsの理念を踏まえるとともに、引き続き消費者教育を推進するため、「第2次島田市消費者教育推進計画」を策定しました。

○ 消費者教育について

「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

（消費者教育の推進に関する法律第2条第1項）

○ 消費者力について

「消費者力」とは、消費生活に関する知識を適切な行動に結びつけることができる実践的な力をいう。

（消費者基本計画第2章）

○ 消費者市民社会について

「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

（消費者教育の推進に関する法律第2条第2項）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○ SDGsの理念

SDGsは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、貧困、飢餓、教育、ジェンダー平等、気候変動など、地球規模の課題解決に取り組むことを目指しています。

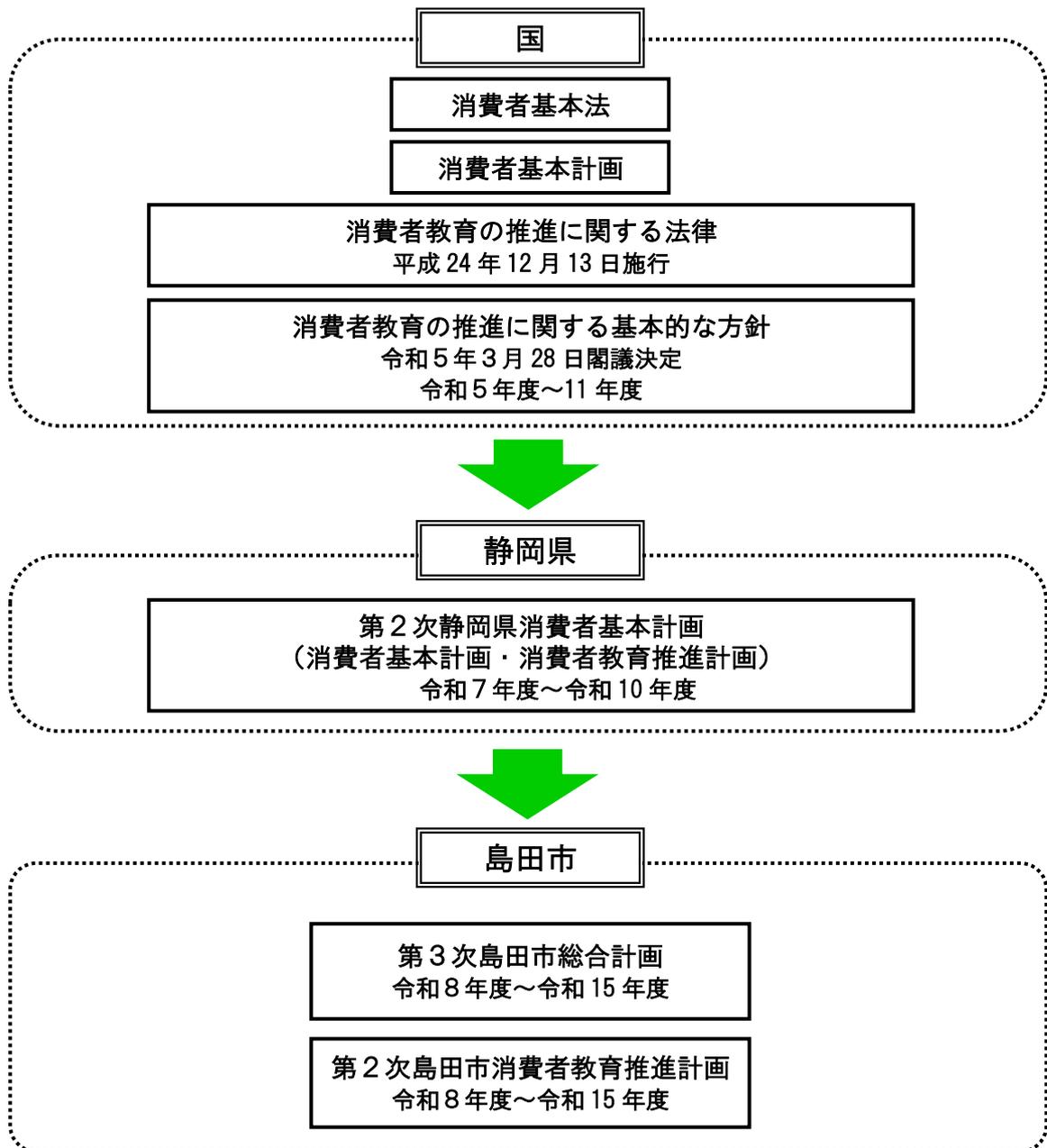
消費者教育の推進は、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者市民社会）を形成することであり、特にSDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に資する施策といえます。



2 計画の位置づけ

この計画は、本市における消費者教育を推進するため、「消費者教育の推進に関する法律」第10条第2項の規定に基づき、国の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」や県の「第2次静岡県消費者基本計画」を踏まえて策定するものです。

本市における各種計画とも密接に関連することから、これらの計画との連携を図りながら取り組めます。



3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和15年度までの8年間とします。

なお、社会経済情勢の急激な変化や国・県の基本方針等の変更を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

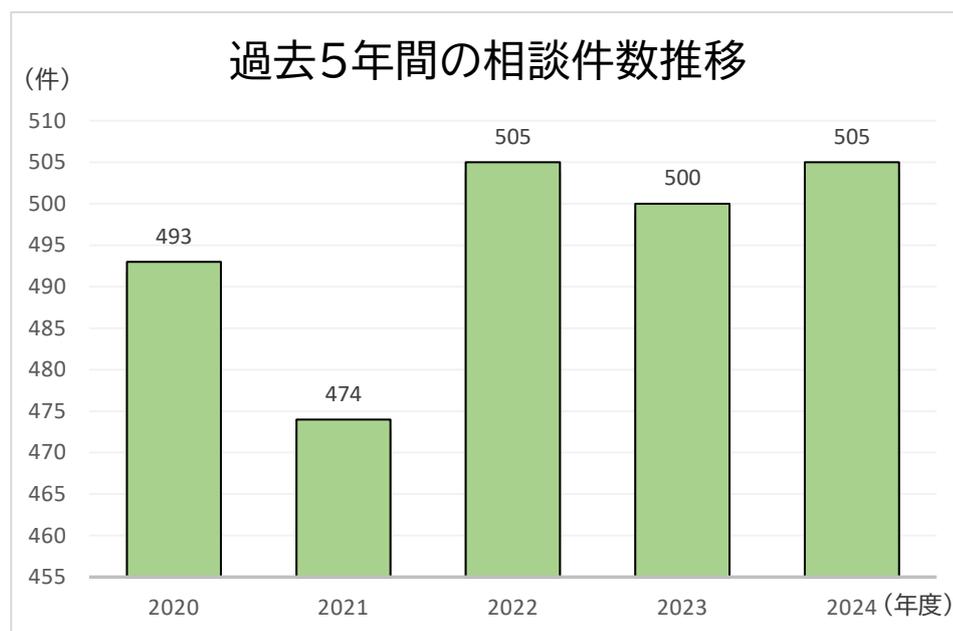
第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 島田市における消費生活相談の状況

(1) 消費生活相談件数の推移

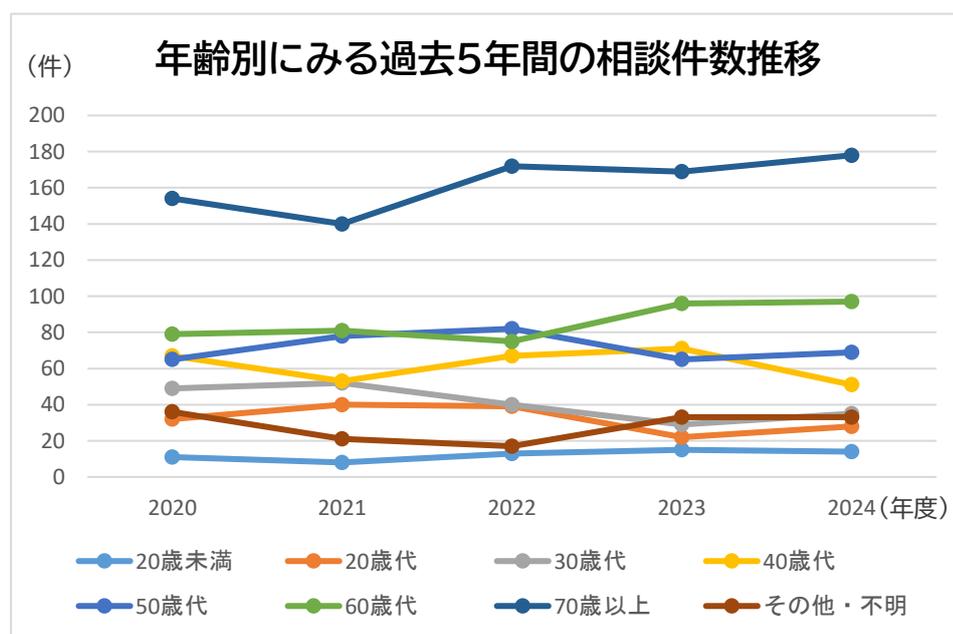
消費生活センターで受け付けた相談件数（図1）によると、およそ500件前後で推移しています。年齢別の相談件数（図2）では、令和3年度以降、30歳代の相談件数は減少していますが、60歳以上の相談件数は増加し、特に70歳以上の相談件数は突出している状況となります。

図1



出典:生活安心課

図2



出典:生活安心課

(2) 消費生活相談の特徴

消費生活センターに寄せられた相談内容を商品・役務別に分類し、年度ごとにまとめた上位5項目の相談件数の推移が図3のグラフです。

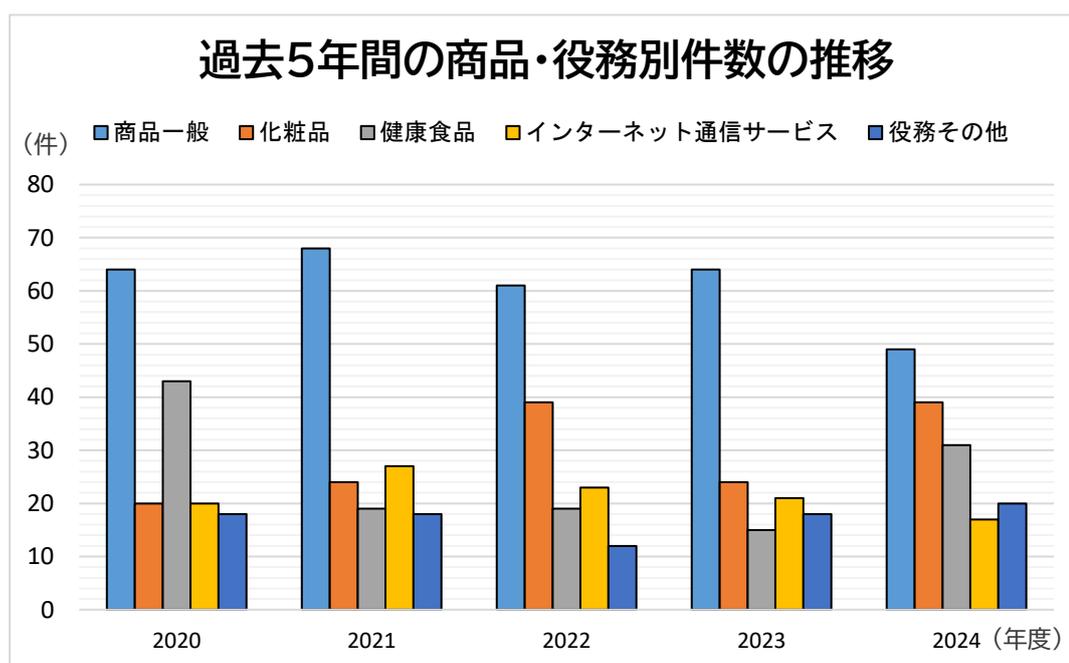
「不審な電話」や「身に覚えのない商品が届いた」などといった内容の相談は「商品一般」に分類され、5年間を通して最も多く相談を受けました。

「化粧品」や「健康食品」は、「単品購入のつもりで購入したが定期購入だった」などというインターネット通販における定期購入に関する相談が多く見受けられます。

「役務その他」はパソコンのウイルス警告画面によるサポート詐欺に関する相談、「インターネット通信サービス」は光回線などの契約に関する相談が増えていますが、件数は年度により多少の差があります。

この5項目のうち、「商品一般」以外はインターネットの利用によるものがほとんどであり、スマートフォンの普及率が高まったことからインターネット関連のトラブルの増加につながっていると考えられます。

図3



出典:生活安心課

2 消費者教育に関する市民の意識

毎年実施している「市民意識調査」において、消費者教育に関することについて調査しました。

【市民意識調査の概要】

①調査の目的：

島田市総合計画に基づくまちづくりの進捗状況等の評価の基礎資料とするため

②調査対象：島田市在住の18歳以上の市民2,500人

③抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

④調査方法：郵送調査、WEB調査

⑤調査期間：令和7年6月23日(月)～令和7年7月6日(日)

⑥有効回収数：1,138票(45.5%)

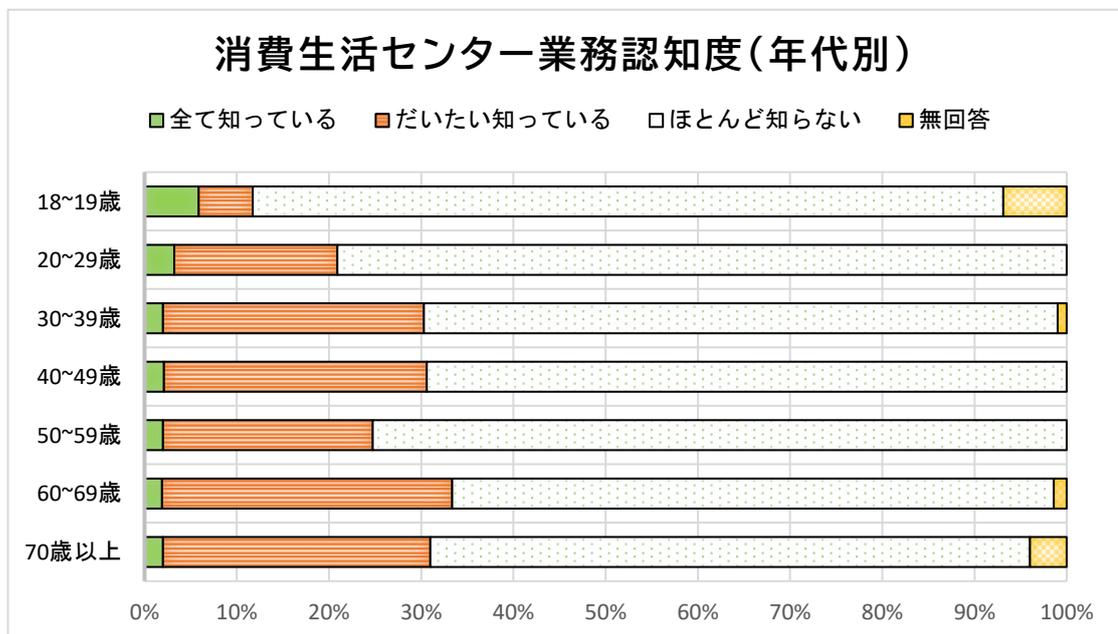
①消費生活センターに関する認知

【質問】消費生活センターでは、商品・サービス・契約等の消費生活トラブルに関する市民の皆様の相談を受け付け、解決のための助言や情報提供、事案によっては解決に向けて業者との交渉を行うこともあります。

このような、消費生活センターの業務について知っていますか。

『知っている』（「全て知っている」＋「だいたい知っている」）29.8%

『ほとんど知らない』68.2%



出典：令和7年度島田市総合計画市民意識調査

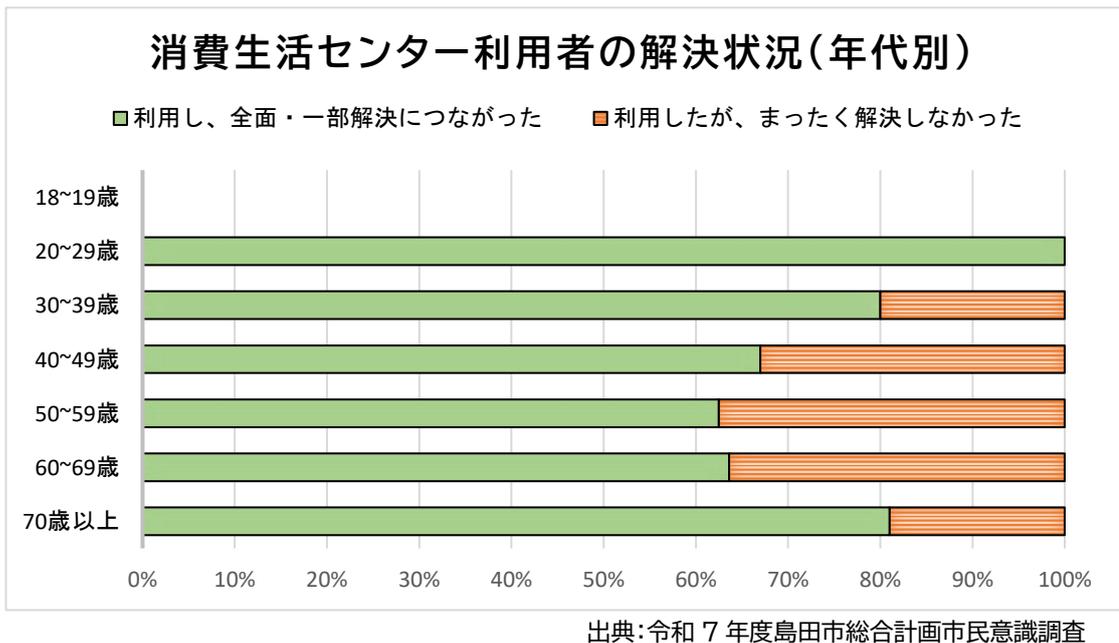
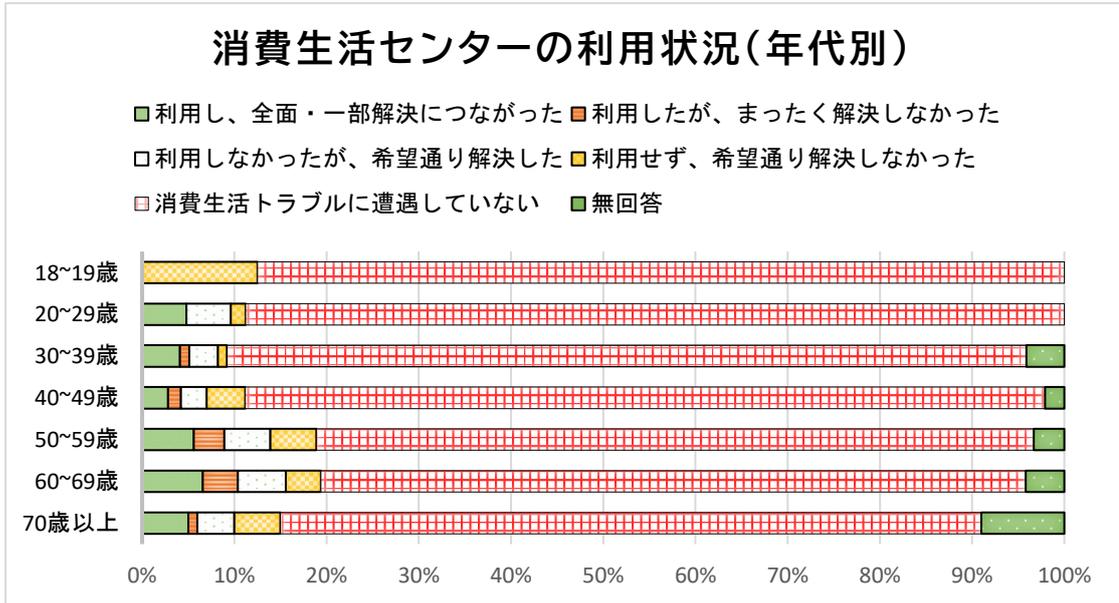
考察

消費生活センターの業務の認知度は約3割で、年代別にみると、特に若い世代の認知度が低いことが分かります。

このため、消費生活出前講座や広報媒体を活用し、市役所にある消費生活相談窓口の認知度の向上に努めていく必要があります。

②消費生活センターの利用状況

【質問】商品・サービス・契約等の消費生活トラブルに遭遇した際、消費生活センターを利用しましたか。



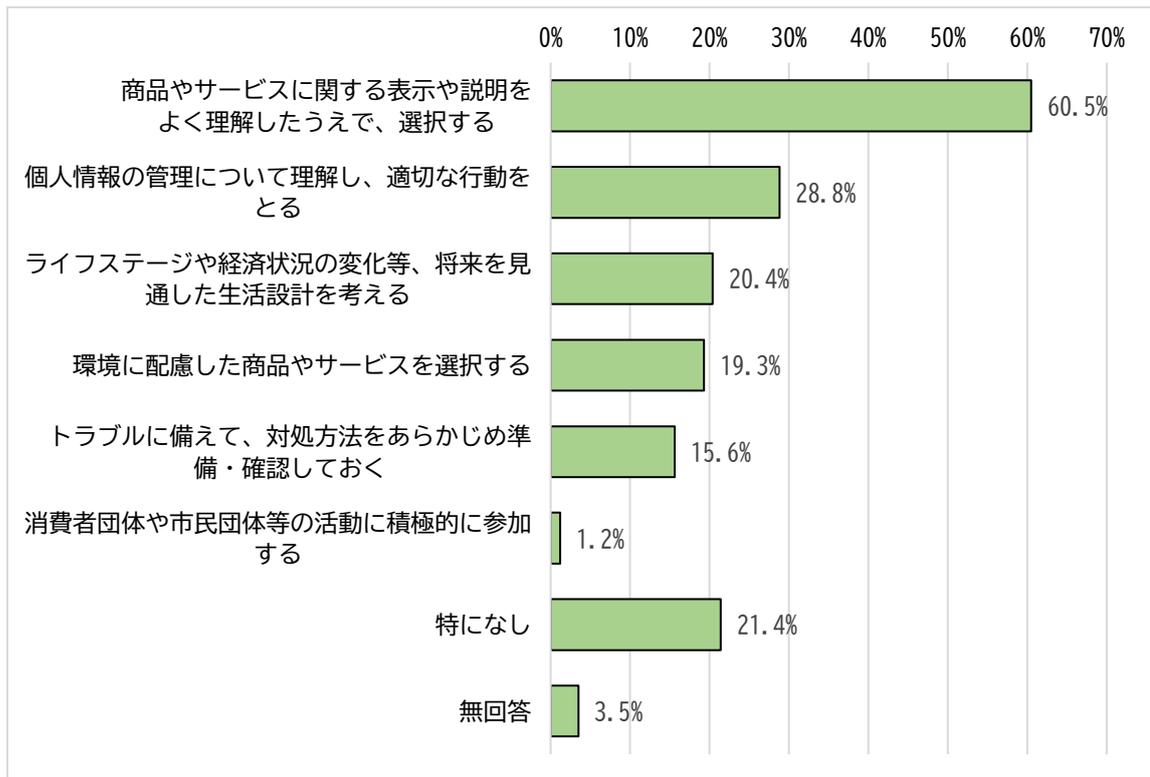
考察

消費生活センターの利用状況は、どの年代においても、「消費生活トラブルに遭遇していない」が約8割と高く、次いで「利用し、全面・一部解決につながった」「利用しなかったが、希望通り解決した」となっています。消費生活センター利用者の解決状況は、「利用し、全面・一部解決につながった」が約7割となっています。

消費生活センターで全ての相談が解決できるわけではありませんが、消費生活センターの利用者が増えることで、相談の解決や今後のトラブルの未然防止につながるものと考えられます。

③消費者として心がけていること

【質問】消費者として心がけていることはありますか。



出典:令和7年度島田市総合計画市民意識調査

考察

「消費者として心がけていること」については、「商品やサービスに関する表示や説明をよく理解したうえで、選択する」が60.5%と最も高く、次いで「個人情報の管理について理解し、適切な行動をとる」の28.8%、「ライフステージや経済状況の変化等、将来を見通した生活設計を考える」の20.4%となっています。

経済、環境及び社会情勢等の変化に応じて、一人ひとりの消費行動が社会にもたらす影響について啓発していく必要があります。

3 第1次計画の取組の課題

(1) 成果指標の達成度

第1次計画では、重点目標ごとに取組の目標を設定しました。以下は、令和3年度から令和6年度までの実績値と、第1次計画の目標値です。

①重点目標1 ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

小・中学生、高校生に対する消費者教育の充実

取組内容	実績値				第1次計画 目標値
	R3	R4	R5	R6	
学校教育への支援回数及び課外活動での市政出前講座の開催回数	6回	8回	4回	6回	6回

成人期における効果的な消費者教育の促進

取組内容	実績値				第1次計画 目標値
	R3	R4	R5	R6	
消費者教育市政出前講座の開催回数	13回	13回	7回	17回	15回
環境課実施の市政出前講座の開催回数	2回	2回	3回	33回	5回

②重点目標2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

取組内容	実績値				第1次計画 目標値
	R3	R4	R5	R6	
消費生活弱者を見守る人への市政出前講座（担い手育成講座）の開催回数	0回	0回	0回	3回	4回

(2) 重点目標ごとの取組と課題

① ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人が集まる対面式の講座は、高齢者や高齢者を見守る方々に対して実施できない時期がありました。

また、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」になりましたが、高齢者や高齢者を見守る方々からの出前講座の申込の判断は慎重でした。令和6年度には申込件数が回復しました。結果としては、各年度の計画回数をおおむね実施することができました。

消費者教育については、市内小・中学校や消費者団体等に対し、講座の実施を呼びかけましたが、小学校では開催に結びつかず、また、消費者団体では、構成員の高

齡化等の関係から開催が伸び悩んだ点が課題となっています。

特に、高齢者は年齢や認知機能に幅があり、地域において孤立してしまう場合や情報を得る機会が減少する場合があるため、対象に応じた教育方法や内容についての工夫が必要になります。

② 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

市内の消費者団体においては、構成員の高齢化などの理由から活動を縮小・解散したため、令和6年度以降の補助金は交付していません。活動を縮小した消費者団体については、啓発パンフレットや啓発物品の配布等の方法で支援を継続しています。

消費者教育の人材育成については、人材の確保が困難な状況のため、令和6年度は、地域において高齢者等の見守りを行っている民生委員・児童委員に対し出前講座を開催することで、消費者教育の普及を図りました。

第3章 基本理念と目指す姿

1 基本理念

自ら学び、考え、行動する消費者の育成

本市では、第3次島田市総合計画の中で、「防犯活動や、交通安全・消費生活対策を推進し、安全・安心な暮らしを守ります」を施策として掲げています。

市民一人ひとりが消費生活を送るにあたって、正しい知識や判断力を養い、次世代にわたって社会経済や地球環境に影響を及ぼすことを意識し、行動することができる消費者となることにより、人や環境にやさしく、住みやすいまちを目指します。

そのため、市民が主体的に消費者教育について学べる環境を整えるとともに、複雑化する消費生活に柔軟かつ的確に対応できるよう、消費生活相談の充実・強化に向けた相談員のスキルアップを図ります。

また、市の関係各課や民間団体、教育機関、福祉関連機関と連携しながら、消費者教育の推進に向けて取り組みます。

2 重点目標

消費者教育を推進するにあたり、以下の2つを重点目標として定め、強化して取り組みます。

◆重点目標1 多様な「消費者の脆弱性」を踏まえた対応の充実

高齢者や認知症・障害により判断力が低下する傾向がある人など、従来から配慮を要する消費者に対しては、配慮の度合いを踏まえ、それぞれのケースに応じた取組が必要となります。

配慮を要する消費者の中には、被害に遭っていることに気が付いていない人、相談先が分からない人がいるため、本人への啓発だけではなく、周囲の見守りが重要になります。

そのため、福祉関係機関などとの連携を強化し、各機関が持つ幅広い知識を共有するとともに情報交換を行い、相乗効果を高めることで、消費者被害の未然防止・早期発見を図ります。

◆重点目標2 消費生活センターの拠点化

消費者被害の救済の第一歩は、「消費生活相談の窓口を知ってもらうこと」です。市民意識調査の結果を受け、消費生活に関する情報を収集し、その結果を市民へ情報発信することで消費生活センターの認知度を高めます。加えて、消費生活センターが消費者行政の拠点として、複雑化する消費者問題に的確に対応するため、関係する各主体と連携し、情報発信力の強化及び消費生活相談体制の充実を図ります。

3 取組の内容

施策の方針1 ライフステージ（年齢階層）に応じた体系的な消費者教育

「消費者教育の推進に関する法律」第2条に規定された消費者市民社会の実現に向けては、消費者一人ひとりが豊かな消費生活を自ら実践するとともに、消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に自らを結びつけるため、主体的・能動的に学ぶことが必要です。消費者トラブルを未然に防ぐためには、子どもからの消費者教育が重要です。子どもや若年者が消費者として自立し、消費者市民社会の担い手となるよう、子どもの発達段階や年齢特性に応じた消費者教育を推進します。

小・中学校、高等学校での消費者教育は、学習指導要領に基づき行われており、全ての子どもたちに消費者教育を受ける機会が設けられています。授業の一環としての市政出前講座の利用を呼びかけるほか、適切なツールを利用した情報発信を行い、消費者教育を進めます。

学校を卒業した若年者は、新入社員として事業所に勤め始め、多様な契約や消費行動が求められるようになります。事業所等と連携して市政出前講座を実施し、情報提供を図ります。

成人一般の年齢層に対しては、自治会や各種団体を通して、消費者被害の実例や対処について地域における消費者教育が効果的に行われるよう、市政出前講座を実施することにより、周知、啓発を行います。

高齢期の年齢層に対しては、地域の自主活動クラブや福祉施設で市政出前講座を実施し、最新の情報を提供して消費者被害を防ぐための注意喚起を行います。

◎取組内容

事業名	内 容	区分	担当
市政出前講座 (ふれあいしまだ塾)	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者被害を未然に防ごう」と題し市民の消費生活の向上を目的として講座を実施する。 ・「家庭でできる脱炭素社会への取組」、「ごみの現状と減量の取組について」の2つの講座を設け、地球温暖化対策やごみ減量等について啓発を実施する。 	継続	生活安心課 環境課
授業の中で消費者教育の学習	<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づいて学習する。 (物や金銭の大切さ、ごみの減量や水を汚さない工夫等) <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に基づいて学習する。 (消費者の権利と責任、消費生活、環境についての課題と実践等) 	継続	学校教育課
食育教育	<ul style="list-style-type: none"> ・給食試食会などを実施する。 ・食育担当者研修会を実施する。 ・食育講座や健康教育を開催する。 	新規	学校給食課 学校教育課 健康づくり課
環境教育・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習講座、田代環境プラザや島田浄化センターの見学を実施し、環境問題に関する学習の機会を市民に提供する。 ・総合的な学習の時間や関連性のある教科の時間を活用したり、体験教室を開催するなど、学校等における環境教育を推進する。 ・食品ロスの削減に向けた啓発を行う。 	継続	環境課 下水道課 学校教育課

施策の方針2 効果的な情報発信と関係機関等との連携強化

消費者教育を効率的かつ効果的に実施するためには、消費生活に関する情報の収集と、消費者の特性・ライフステージに応じた情報を適時・適切に提供することが重要となります。

市公式ウェブサイト・LINE公式アカウント等の様々な広報媒体の利用や、講座等の機会を通して情報を提供し、消費生活相談に関する現状を分析した結果を、本市の消費者教育における今後の新たな取組に活用していきます。

また、本市において、高齢者による消費生活相談は高い割合で推移しており、インターネット・情報通信に関連するトラブル等に関する相談は年々増加している状況であることから、消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者等の配慮を要する人への啓発と、周囲の見守り強化の両方に取り組んでいくことが重要です。

加えて、特殊詐欺からの消費者被害を未然に防止するため、福祉関係機関や警察、地域との連携を強化し、必要な支援が受けられるよう取り組みます。

また、判断能力に配慮が必要な消費者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及啓発に努めていきます。

◎取組内容

取組	内 容	区分	担当
消費者教育推進計画に係る関係課との連携強化	・計画の推進に係る庁内各課と情報交換や意見交換を通じ、消費者教育の取組状況を確認し、進捗管理を行う。	継続	生活安心課
福祉関係機関との連携・情報提供	・地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）、地域高齢者見守りネットワークづくり事業の協力事業所等で見守り活動をしている人たちに情報提供を行う。	継続	生活安心課 包括ケア推進課 長寿介護課 地域福祉課 障害福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員に対する消費者啓発講座	・日ごろ、地域において高齢者等の見守りを行っている民生委員・児童委員を対象とした講座や情報提供を行う。	継続	生活安心課 地域福祉課

4 推進計画の成果指標

計画の推進にあたっては、庁内関係各課と情報交換・意見交換を通じ、「島田市消費者教育推進計画連絡会」において消費者教育の取組状況を確認します。

毎年、施策の進捗状況を示す「目標値」について、進捗管理を行い、消費者教育の推進について検証します。

第2次計画で目指す目標値

取組内容	第1次計画 目標値	実績値 (令和6年度)	第2次計画 目標値
学校教育への支援回数及び課外活動での 市政出前講座の開催回数	6回	6回	6回
消費者教育市政出前講座の開催回数	15回	17回	20回
環境課実施の市政出前講座の開催回数	5回	33回	5回
高齢者・障害者を見守る方への 市政出前講座の開催回数	4回	3回	3回
消費生活に関する情報の発信回数 (市公式ウェブサイト掲載、LINE配信等)	—	5回	10回

消費者教育の推進に関する法律

(平成二十四年八月二十二日)

(法律第六十一号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

(基本理念)

第三条 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

- 5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。
- 6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

- 第四条 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(平二六法七一・一部改正)

(消費者団体の努力)

- 第六条 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

- 第七条 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第八条 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その

他の措置を講じなければならない。

- 2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
- 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
- 四 その他消費者教育の推進に関する重要事項

- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

- 4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

- 8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他

の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

(大学等における消費者教育の推進)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(地域における消費者教育の推進)

第十三条 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める

民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び事業者団体による消費者教育の支援）

第十四条 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

（教材の充実等）

第十五条 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

（人材の育成等）

第十六条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法に定める消費生活相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

（平二六法七一・一部改正）

（調査研究等）

第十七条 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国の内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

（情報の収集及び提供等）

第十八条 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の

様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

- 2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消費者の特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

第十九条 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

- 2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 基本方針に関し、第九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
 - 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

第2次島田市消費者教育推進計画(案)

令和 年 月

発行 島田市
担当部署 地域生活部生活安心課
〒427-8501
静岡県島田市中心1番の1
TEL : 0547-36-7153
<https://www.city.shimada.shizuoka.jp>
E-mail : shiminsodan@city.shimada.lg.jp

第3次島田市定員管理計画

(計画年度 令和8年度～令和12年度)

令和8年3月静岡県島田市

目 次

I	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の基本方針	
2	計画期間	
3	目標数値	
4	定員管理の対象	
II	計画の内容	2
1	計画策定の基本方針	
2	計画期間	
3	目標数値	
4	定員管理の対象	
III	目標数値の考え方	3
1	第2次定員管理計画の実績等	
2	島田市の将来人口推計	
3	目標数値の算定	
IV	人材確保の考え方	5
1	事務職及び技術職	
2	保健師	
3	保育士	
4	技能労務職	
5	その他専門職	
V	計画期間中の取組	6
1	島田市人材育成基本方針に基づく人材の育成	
2	多様な任用形態の活用	
3	働きやすい職場環境の整備	
4	業務の簡素化・効率化	
5	状況の変化に対応した定員管理	
VI	資料	7
1	人件費の推移	
2	職員の年齢構成	
3	職員における男女比の推移	
4	育児休業者等の人数の推移	
5	類似団体との比較	

I 計画策定の趣旨

島田市では、これまで行政改革の一環として策定した定員適正化計画や定員管理計画に基づき合理的な職員定数の管理を進め、多様化・複雑化する行政需要に対応し、市民サービスの向上に取り組んできました。

しかしながら、若手職員の増加に伴う職場の教育・指導負荷の増加、中堅職員の不足による業務負荷の増加、多様な働き方をする職員及び配属先の職場への配慮、職員採用における志願者数の確保など様々な課題も浮き彫りとなっています。

これらの課題に対応し、令和8年度からスタートする第3次島田市総合計画前期基本計画を着実に推進するとともに、未来の島田市を支える強固な組織体制を構築するためには、時代の変化を捉えた柔軟かつ持続可能な定員管理を行う必要があります。

そこで、第3次島田市定員管理計画では、これまでの取組の成果を活かしつつ、新たな課題への対応を図り、職員の年齢構成の均衡化や能力発揮の環境整備を進めることを目指します。また、再任用職員制度や会計年度任用職員制度の活用を含め、効率的・効果的な職員配置を追求し、市の将来像である「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に取り組めます。

Ⅱ 計画の内容

1 計画策定の基本方針

- (1) 市の人口動態及び財政規模を踏まえた、定員水準を設定します。
- (2) 職員の年齢構成の平準化を目指し、年代別にバランスの取れた職員数を確保します。
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランス等に応じた状況変化に対応できる定員水準を保ちます。
- (4) 新たな行政需要に対応するため、専門知識、技能をもった職員を積極的に活用します。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度まで

3 目標数値

令和7年4月1日現在	728人（基準値）
令和8年4月1日見込み	725人
令和12年4月1日見込み	711人

4 定員管理の対象

次の職員を除く一般行政職員とします。

- (1) 看護専門学校専任教員（管理職を含む。）
- (2) 病院事業管理者が採用した職員
- (3) 短時間勤務の再任用職員
- (4) 会計年度任用職員

Ⅲ 目標数値の考え方

1 第2次定員管理計画の実績等

第2次定員管理計画の最終年度（令和7年度）の目標数値722人に対する実績は、704人となりました。定年延長制度が始まり職員数の増加が見込まれましたが、計画策定時の見込みを上回る退職があったことから、目標数値を上回る減少となりました。

区分	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	増減	R3からの増減率
①目標数値	726人	725人	724人	723人 (728人)	722人 (728人)	▲4人	▲0.55%
②実数	726人	722人	712人	718人	704人	▲22人	▲3.03%
差(②-①)	0人	▲3人	▲12人	▲5人	▲18人	▲18人	

備考 ①目標数値欄の下段括弧書の数値は、定年延長の影響を緩和して新規採用数を確保するための特例的な定員

2 島田市の将来人口推計

令和7年度から令和12年度までの総人口の推移を見ると、約2,100人、率にして2.3パーセント減少する見込みとなっています。年少人口、生産年齢人口とも減少し、これまで増加してきた高齢人口も減少に転ずる見込みとなっています。

区分	総人口 (人)	年少人口 (人)	生産年齢人口 (人)	高齢人口 (人)	R7との人口増減比率 (%)	
R7	93,631	11,231	51,794	30,607	100.0	
R8	93,208	11,168	51,476	30,565	99.5	-0.5
R9	92,785	11,105	51,158	30,523	99.1	-0.9
R10	92,362	11,042	50,840	30,481	98.6	-1.4
R11	91,939	10,979	50,522	30,439	98.2	-1.8
R12	91,517	10,915	50,204	30,398	97.7	-2.3

備考 島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和7年度改訂版）の2060年人口8万人を達成する将来人口推計から積算

3 目標数値の算定

市の人口が減少し、市の歳出に占める人件費比率が増加する見通しであることに鑑み、行政サービスの低下を招かないよう配慮しつつ職員定数を削減していく必要があります。なお、人件費については、給与改定や退職手当の多寡等の影響により変動が大きく、要因を適切に加味して反映することが難しいことから、将来人口推計を基準として本計画期間の定員管理の目標値を設定します。

年度	R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
定員管理目標値	728	725	721	718	714	711
人口推計	93,631	93,208	92,785	92,362	91,939	91,517
R 7年度比	—	99.5%	99.1%	98.6%	98.2%	97.7%

備考 定員管理目標値は、各年度4月1日の人数

IV 人材確保の考え方

1 事務職及び技術職

退職者及び再任用職員の動向等を考慮しながら、各年度の試験委員会において採用数を決定します。定年延長制度により令和14年度までは定年退職が2年に1度となるため、年度ごとの採用数に大きな変動が生じないように、一定の人数を継続的に採用していくものとします。また、行政サービスの提供を安定的に継続していくためにも、人数が少ない年代の採用に取り組み、職員の年齢構成バランスの是正を図ります。

2 保健師

保健福祉に係る行政需要が多様化する中、効率的な事業推進を図りつつ、保健師の知識・技能を幅広く活用できるよう、中長期的な視点に立って、必要な人数を確保していきます。

3 保育士

退職者の動向に応じて必要な人数を補充していきます。また、保育園以外の部署でも保育士の知識・技能を活用していきます。

4 技能労務職

今後、急激に技能労務職員が減少していく状況にあって、各業務ともに事業の継続が難しい状況になっていく見込みです。物価や賃金の上昇に伴い業務委託料が高騰する傾向にあるため、退職者不補充を原則としつつ、業務ごとの直営又は委託化の方針に応じて検討を行うものとします。

5 その他専門職

職員の有資格者を活用するなどして、中長期的な視点に立って、事務職等との定員のバランスを考慮しながら、事業推進に必要な人材を確保していきます。

V 計画期間中の取組

1 島田市人材育成基本方針に基づく人材の育成

島田市人材育成基本方針に基づき、人材の確保・採用、職員研修、職場環境、人事管理の4つの視点から人材育成システムの構築を目指します。

2 多様な任用形態の活用

会計年度任用職員、再任用職員、任期付職員の制度を活用します。中でも広く多様な業務に任用されている会計年度任用職員については、これまでの定型的な業務や臨時に発生する業務中心の任用から、相応に責任のある業務への任用も進めていきます。再任用職員は行政経験が求められる業務を中心に充て、高度の専門的な知識経験が必要とされる業務については任期付職員の採用により対応します。

3 働きやすい職場環境の整備

育児短時間勤務や部分休業など柔軟な働き方をする職員が、十分に能力を発揮できる職場づくりを目指します。育児や介護と仕事の両立を支えるため、関連する休暇・休業制度を職員へ丁寧に周知し、活用を促します。業務の簡素化・効率化を進め、職員の負担軽減を図るとともに、慢性的な時間外勤務の発生を抑制するための取組について検討を進めます。ハラスメント防止、メンタルヘルスケアなど職員が安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。

4 業務の簡素化・効率化

窓口業務を中心に事務処理の過程を見直すことで重複や非効率な作業を省き、サービス提供の迅速化と利便性向上、職員の事務負担の軽減を図ります。また、文書作成、データ分析や統計処理に生成A Iの活用を推進し、事務処理の効率化を進めます。

5 状況の変化に対応した定員管理

育児休業や病気休職を行う職員の増加、定年延長制度の運用、技能労務職の採用等計画策定時において見込むことが困難な要件があることを踏まえ、柔軟な対応により計画を推進していきます。

VI 資料

1 人件費の推移

令和7年度中期財政計画では、令和7年度から令和10年度にかけて歳入（一般財源）は1.2パーセント、歳出合計は3.1パーセント、歳出のうち人件費は14.5パーセント、歳出に占める人件費比率は2.4ポイント、それぞれ増加する見込みとされています。令和14年度までは、定年延長制度により定年退職が2年に1度となるため、偶数の年度には定年退職者に係る退職手当の支払いが発生し、人件費が増加する傾向となります。

（歳入・歳出の単位：百万円）

	R7	R8	R9	R10
歳入（一般財源ベース）	27,600	27,540	27,713	27,934
歳出合計（一般財源ベース）	27,193	27,502	27,469	28,040
歳出のうち人件費	5,971	6,521	6,358	6,838
歳出に占める人件費比率	22.0%	23.7%	23.1%	24.4%

備考 島田市中期財政計画（令和8年度～令和10年度）の数値から算出

2 職員の年齢構成

図1の令和7年度の職員の年齢構成をグラフで見ると年齢ごとの人数にばらつきがあり、特に39歳から47歳までの職場の中核を担う主査級・係長級に当たる職員の人数が少ないことが分かります。10年後には現在の40代が管理職を務める時期となりますが、この時期に管理職のなり手が不足する事態も考えられ、将来にわたり行政サービスの質を低下させないために引き続き年齢構成の平準化に取り組む必要があります。

図1 職員の年齢構成（令和7年度）

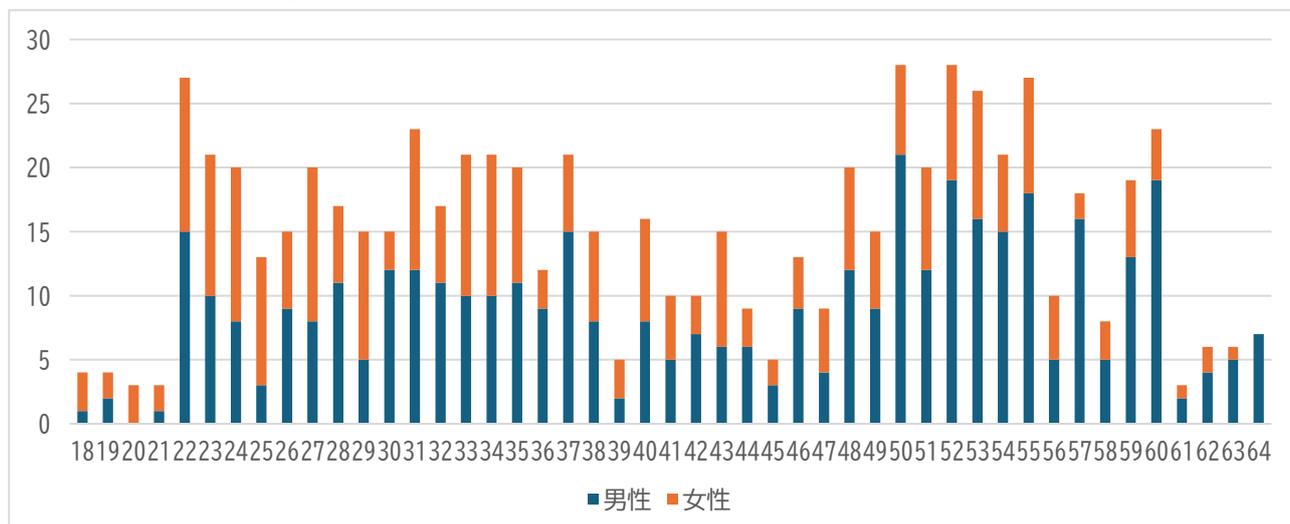
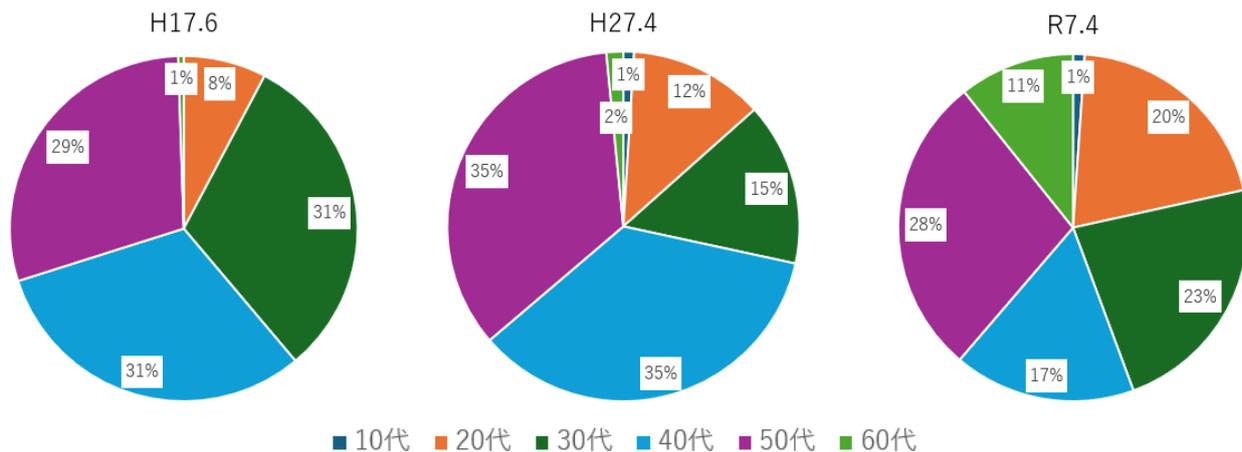


図2 職員の年齢構成の推移（平成17年度～令和7年度）



3 職員における男女比の推移

令和2年度と令和7年度で職員の男女比を比較すると、女性職員の比率が2.9ポイント上昇しています。令和7年度の男女比は6:4となっており、30代以下では女性職員の比率が約48パーセントと、およそ5:5の男女比となっています。

図3 職員の男女比（令和2年4月）

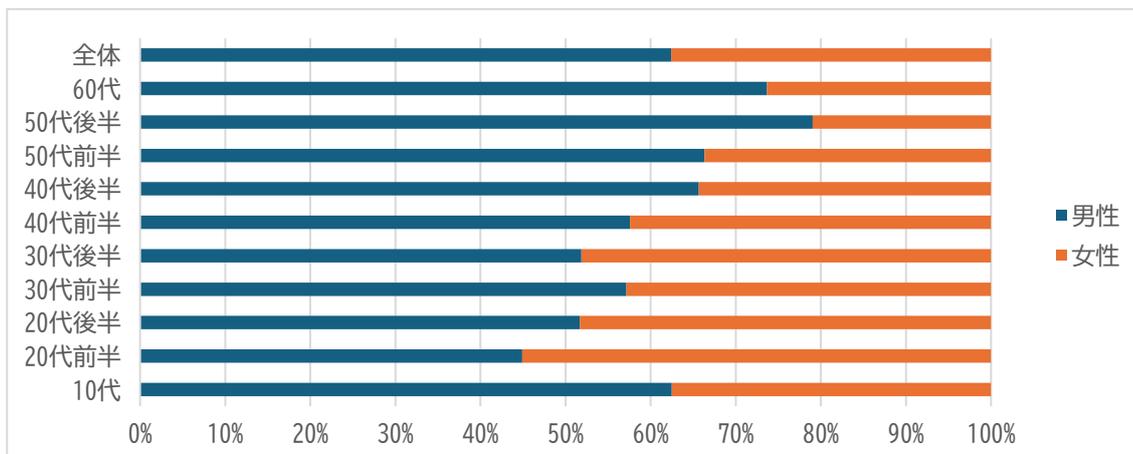
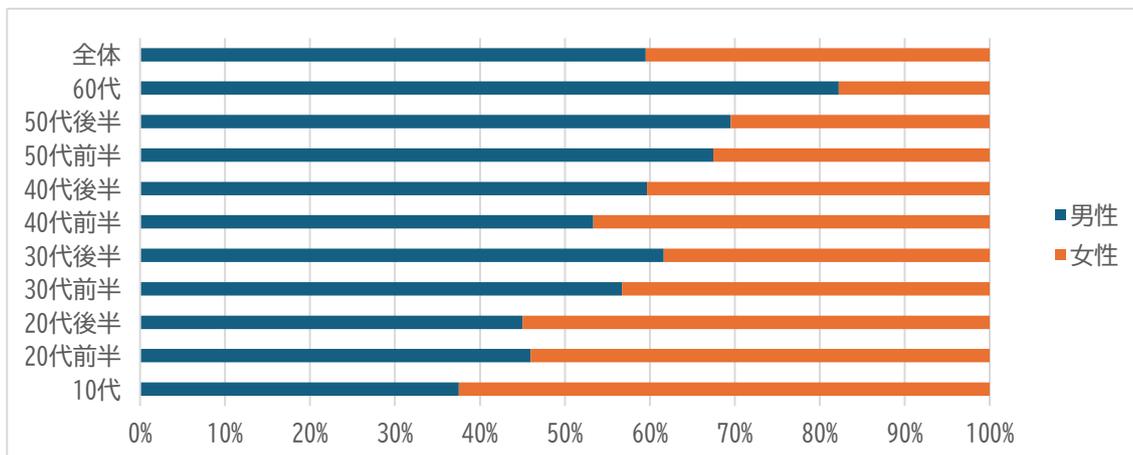


図4 職員の男女比（令和7年4月）

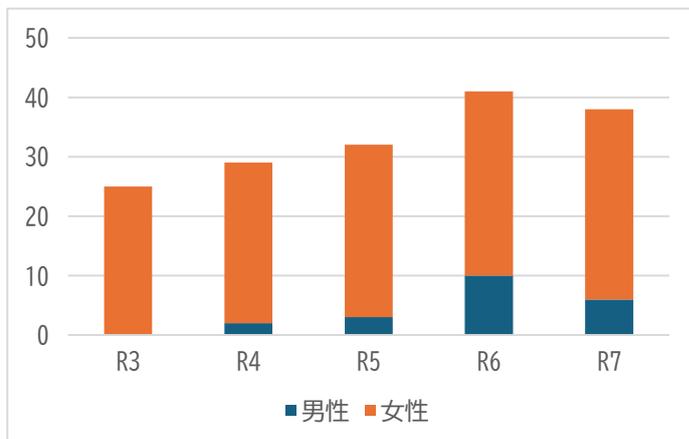


4 育児休業者等の人数の推移

出産や育児などのライフステージにおける出来事の影響を受けやすい20代、30代の職員が増加しています、出産や育児に関わる休暇、休業を行う職員は増加傾向にあり、男性職員の育児休業も少しずつ増えています。

図5 育児休業者の推移（単位：人）

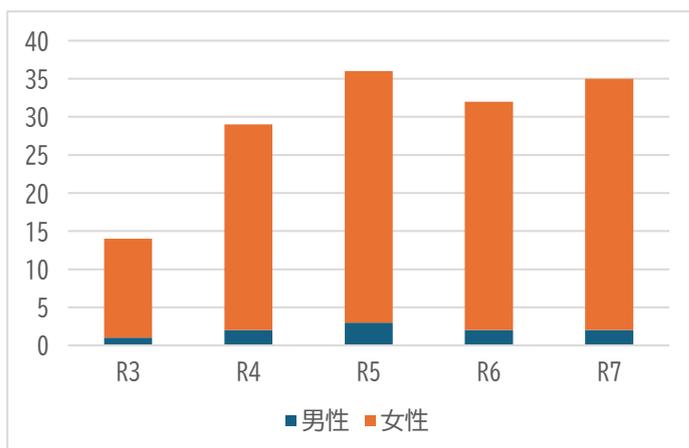
区分	R3	R4	R5	R6	R7	総計
男性	0	2	3	10	6	21
女性	25	27	29	31	32	144
総計	25	29	32	41	38	165



備考 同一年度に複数回休業を行った者は、1人としてカウント

図6 部分休業者の推移（単位：人）

区分	R3	R4	R5	R6	R7	総計
男性	1	2	3	2	2	10
女性	13	27	33	30	33	136
総計	14	29	36	32	35	146



備考 同一年度に複数回休業を行った者は、1人としてカウント

5 類似団体との比較

令和6年度の普通会計に属する職員数について、人口1万当たりの数を類似団体と比較をしたところ、人数にして12人、率にして15.3パーセント下回る結果となっています。島田市の職員数は、類似団体と比較して少なめといえます。

区分	島田市	類似団体平均	超過数	超過率
人口1万当たりの職員数（普通会計）	65.94人	77.94人	△12.0人	△15.3%

※普通会計とは、主に病院事業会計等の公営企業会計を除いた会計区分の名称です。

※類似団体とは、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）の2つの要素を基準として全国の市区町村をグループ分けしたもので、島田市は人口50,000人以上100,000人未満、2次産業及び3次産業の就業人口の割合が90パーセント以上かつ3次産業の就業割合が65パーセント未満のグループに分類されます。